

大阪学院大学

法学研究

第 42 卷

第 2 号

論 説

アメリカ会社法における会社役員の義務

片 山 信 弘

国際組織の国際法人格の理論と実際（一）

東 泰 介

大阪学院大学法学会

法学研究 第四二卷 第二号 目次

論 説

アメリカ会社法における会社役員の義務……………	片山 信弘……………	1
国際組織の国際法人格の理論と実際（一）……………	東 泰 介……………	29

アメリカ会社法における会社役員の義務

片 山 信 弘

1 (42-2-1) アメリカ会社法における会社役員の義務 (片山)

- 一 はじめに
- 二 会社役員の義務
- 三 会社役員の義務の強制

一 はじめに

会社の事業は取締役会によって運営され、役員は取締役会の権限と支配に服する。しかし、役員は企業において監督される者であるが、企業に大きな影響を与える存在であると言われている。

会社統治システムにおいて、会社の営業および業務に最終的な責任を課せられている取締役会は、重要な経営に關する事項は自ら決定しなければならないが、監督権限を留保したうえで、上級執行役員にその責務の多くを委譲して

いる。この委譲の結果、会社統治において株主、取締役そして役員が主要な行為者であるが、役員支配がアメリカの支配的な統治モデルとなっている。^(注1)このように役員が会社事業の経営をなすことの中心的役割を果たすことから最近の会社スキャンダルは会社統治の役員支配を晒すものであった。^(注2)この結果、会社の世界の内外において多くの会社執行役員の行為に対する幻想を砕くこととなった。^(注3)

このようなことから、熱心な会社統治改革に関する議論・検討を招くこととなったが、ここでは政策的・規制的重点は取締役会に置かれるものであり、^(注4)不可避免的に取締役会による監視の重要性を再強調することとなった。^(注5)しかし、現代会社統治における役員の重要な役割にもかかわらず、役員の信認義務についてはあまり議論されていなかった。^(注6)そこでは役員は代理人あるいは取締役のような受認者なのか、また、役員の負う信認義務の内容およびそれに対応する責任の基準に関して一致した理解が示されておらず、経営判断の原則の保護が取締役と同様に役員に与えられるべきかも議論がある。^(注7)裁判例を見ても、役員の信認義務は取締役のそれと同一視されており、^(注8)取締役と異なる役員としての役割に対する義務と責任の正確な性質にほとんど注意が払われてこなかった。^(注9)しかし、信認義務は制定法の問題として取締役と役員の両方に与えられた権限の主要な抑制（衡平法上の対応）であるゆえに、信認義務に焦点を当て^(注10)ることは重要である。

ところで、デラウェア州においては、近年、役員の違法行為に焦点を当てていると思われる動きがある。デラウェア州立法府は、二〇〇三年にデラウェア法三一―四條（a）項においてデラウェア州外で生じた取締役でない役員の違法な行為の申立てに関する人的管轄権を含む旨の手続的規定の修正を行った。^(注11)また、二〇〇九年の一月に *Gantler v. Stephens* 事件において、デラウェア州最高裁判所は、役員は取締役の信認義務と同様の注意および忠実の義務を負う

ことを明白に示した。^(注12)しかし、最高裁判所は、同様の信認義務を負うことは、取締役あるいは役員による信認義務違反の結果が各々必ずしも同じ結果になることを意味するものではない。取締役でない役員は信認義務違反による金銭的賠償に関する会社またはその株主に対する個人的責任を排除または制限する制定法上の規定が存しないとする。^(注13)このようにみれば取締役と役員のそれぞれは異なるレベルの責任に服することを示唆したものといえよう。^(注14)

そこで、本稿にあっては、役員の信認義務の内容およびその強制について検討を加えたい。

- (1) Johnson & Ricca, Reality Check on Officer Liability, 67 Bus. Law, 75, 82 (2011). それが役員への過剰な信頼となっていると指摘されている。¹² Lin, The Corporate Governance of Iconic Executives, 87 Notre Dame L. Rev. 351, 363 (2011); Paredes, Too Much Pay, Too Much Defiance: Behavioral Corporate Finance, CEOs, and Corporate Governance, 32 Fla. St. U. L. Rev. 673, 673 (2005).
- (2) Brickley, From Enron to WorldCom and Beyond: Life and Crime After Sarbanes-Oxley, 81 Wash. U. L.Q. 357, 358 (2003). 役員は貪欲に支配された企てと権限の濫用を行使し、取締役は役員の株価操作を放置した。Vasey, State-Federal Tension in Corporate Governance and the Professional Responsibilities of Advisors, 28 J. Corp. L. 441, 441-42 (2003).
- (3) Johnson & Ricca, supra note 1, at 93.
- (4) Report of the Task Force of the ABA Section of Business Law Corporate Governance Committee on Delineation of Governance Roles and Responsibilities, 65 Bus. Law, 107, 145 (2009).
- (5) たとえば、ドッド・フランク法九五二条は証券取引所に新しく「〇」条を付け加えており、そこでは各公開会社に会社の報酬の実態と政策を評価するための責任のある報酬委員会を確立のため、独立の取締役のみから成ることを要求する。既にSEC規則およびNYSE上場規則などで独立の取締役から成る報酬委員会を公開会社に要求しているが、ドッド・フランク法はこの分野における上場要件を修正し、それらの規定だけでは十分なものではないことから独立を決定するための基準を追加したものと考えられる。¹⁴ Fairfax, Government Governance and the Need to Reconcile Government Regulation with Board Fiduciary Duties, 95 Minn. L. Rev. 1692, 1701

- (2011).
- (6) Johnson & Millon, Recalling Why Corporate Officers Are Fiduciaries, 46 Wm. & Mary L. Rev. 1597, 1601 (2005).
- (7) Johnson, Corporate Officers and the Business Judgement Rule, 60 Bus. Law. 439 (2005); Hamemesh & Sparks, Corporate Officers and the Business Judgement Rule: A Reply to Professor Johnson, 60 Bus. Law. 865 (2005).
- (8) In re Walt Disney Co. Derivative Litig., C.A. No. 15452, 2004 Del. Ch. LEXIS 132, at 14 (Del. Ch. Sept. 10, 2004).
- (9) Sparks & Hamemesh, Common Law Duties of Non-Director Corporate Officers, 48 Bus. Law. 215, 215 (1992).
- (10) Holland, Delaware Directors' Fiduciary Duties: The Focus on Loyalty, 11 U. Pa. Bus. L. 675, 678 (2009).
- (11) Del. Code Ann. tit. 10, 3114 (b) (Supp.2008). 修正前でも取締役兼任であればデラウェア州の人的管轄権に服することになっていたが、多くの上級執行役員および SEC のファイリングでの執行役員を含めしめるために、修正を行った。公開会社の取締役会での独立取締役の要件が高められたことからわずかの上級執行役員のみが取締役を兼務することになったことをその理由とする。State of Delaware, <http://www.state.de.us/corp/2003/amends.shtml>. 7) のような状況が放置されていたのは役員に対する訴えがなかったことに「よる」という指摘がなわれている。Johnson & Millon, *supra* note 6, at 1612.
- (12) 965 A.2d 695, 708-09 (Del. Supr. 2009).
- (13) 965 A.2d at 709 n.37.
- (14) Flaum & Lari, The Applicability of the Business Judgement Rule to Corporate Officers after *Gantler v. Stephens*, 41 Sec. Reg. & L. Rep. (BNA) 622 (2009).

二 会社役員 の 義務

一 一九三九年にデラウェア最高裁判所は、*Guth v. Loft* 事件において、会社役員と取締役は会社とその株主に対

して信認関係にあるとして機会の奪取は許されないとしたが、被告は取締役と役員であったために役員の資格に関しては特に取り組んでいなかった。^(注15)その後、*Lynch v. Vikers Energy Corp.* 事件においても、實際上、全ての裁判管轄は会社とその株主に対して取締役と役員に生じる信認関係を認めているとした。^(注16)同様に衡平法裁判所においても、*Gantler* 判決までは役員の信認義務について正確に語ることはなかった。^(注17)たとえば、*Zim v. VLI Corp.* 事件において、衡平法裁判所はデラウェア法は役員および取締役は株主に対して信認義務を負うことは明らかであるとするのみで特に説明はない。^(注18)なぜデラウェア裁判所は役員の信認義務についてもっと積極的に取り組まないのかについて、先に示したように非取締役役員に関して人的管轄権を有していなかったこともその理由の一つであろうが、役員の違法行為は契約上の問題として取締役会によって取り扱われること、また原告の弁護士、取締役会そして判事でさえも役員の負う区別されるべき信認義務を単に理解していなかったこと、取締役は役員について信認義務を会社に対して負う者と見ていなかったことが指摘されている。^(注19)また、役員の資格で役員に対する義務に関する裁判例がほとんど見当たらないが、多くの場合、役員は取締役を兼任していたことによるものであろう。デラウェア州にあって、役員の責務に関して、取締役の負うそれとわずかも異なることを示した裁判例はないといわれている。^(注20)

ところで、二〇〇九年にデラウェア最高裁判所は役員の信認義務に関する疑問を部分的に解決した。*Gantler v. Stephens* 事件において、F社の取締役会は会社の売却を計画し、その過程において三社の潜在的買付者が現れたが、その内のひとつはF社の取締役会の保持の計画を有していないため、他のひとつはF社が取引に関連するデュー・デリジェンスの対応に不十分なために撤回された。残るひとつはF社の財政アドバイザーによる修正提案は受け入れられる範囲内にあるとの意見にもかかわらず、取締役会はその提案を検討・考慮することなく、四対一で拒絶した。そ

の後、最高経営責任者であるSは取締役会にF社の閉鎖会社に向けて三〇〇株以下の普通株を無議決権優先株と一つで社外株式を再種類分けのための基本定款変更を提案し、承認された。その後、株主の五七パーセント強の賛成を得ることとなり、その結果として上場廃止をなしうることになった。そこで、原告株主らは、役員と取締役に對して、会社を売却する価値ある機会を拒絶して、彼らの利益のために株式の再種類分けを決定し、株主の承認を得るために虚偽の委任状説明書を配布したとして、信認義務違反を申し立てた。衡平法裁判所はそれを退けたが、最高裁判所は、原告は経営判断の原則の推定に打ち勝つための十分な事実を申し立てているとして破棄差し戻した。^(注21) 最高裁判所は、役員の信認義務は取締役のそれと同じであり、役員は取締役のように注意と忠実の義務を負うとするが、役員が信認義務を遵守していたか否かの判断基準については触れておらず、また、原告の主張は、取締役会の行為に關して経営判断の原則の推定を反駁するに十分であつたとするが、被告たる役員の行為のどれが経営判断の原則の適用の対象になるかについては触れていない。^(注22)

模範事業会社法は、役員の行為の基準に關して取締役のそれと別に規定するが、基本的な違いはみられない。^(注23) 八・四二条のオフィシャルコメントは、役員の資格に關して行為するとき、取締役に期待されるものと同様の行為の基準に合致しなければならないとする。役員は代理の原則と合致して、服従かつ忠実の義務を遵守し、同様の地位にある人が同様の状況の下で合理的に行使するであろう注意をもって行為することが期待されるとする。^(注24) また、アメリカ法律協会のコーポレート・ガバナンスの原理の四・〇一条のコメントについても役員は取締役に關するのと同じ注意義務の基準で判断されるとする。^(注25)

ところで、会社法の信認義務は信託および代理法に伴う義務から出てきたといわれている。^(注26) 取締役および役員は嚴

密にいえば会社の受託者ではないが、判例法は信託義務の範囲を確定するにあたり信託法との類似を示している。^(注29) 信託法は取締役の義務との関わり合いは強いと思われるが、取締役は会社とその株主の代理人と考えることはできない。代理のリストイトメントは、会社の株主は取締役を選任し、一度選んだ取締役を解任する権利を有するが、現代の会社法での取締役の扱いを考えると、取締役はここで定義される会社あるいは株主の代理人ではないとする。^(注30) 一方、役員は代理人と考えられるとの指摘があるが、会社統治において、本人／代理人モデルは、役員は会社、取締役そして株主の代理人と考えられることから、このような多次元的機能にうまく調和しないであろう。すなわち、複数の政策目的を選択することが求められ、このような場合に裁判所は相反する理念の区別をばやかす傾向がある。^(注32) このようなことから、^(注33) *Gambler* 事件以前にあっては、役員の信託義務の性質および範囲については判例は本質的に触れないままであった。^(注33) そこで、役員は取締役の義務と同じあるいは厳格な義務を負うべきか、そして経営判断の原則の適用が取締役と同じように役員に適用あるべきかについて合意は得られていなかった。^(注34) *Gambler* 事件以後も役員の信託義務の性質については未解決のままである。その判決では、役員と取締役の信託義務は同じであるとするが、その事件での問題は忠実義務であり、注意義務ではない。また役員の監視責任も含まれていない。したがって、注意義務の射程範囲も明らかではない。^(注35) 会社統治における役員と取締役の責任と役割の相違を考えると、信託義務が同じとする理由を説明していない。^(注35) 取締役会は会社の利益を増進するために独立の経営判断を行使する。^(注36) 役員は取締役会に対して独立ではなく、服従することが要求される。役員は制限された自由の範囲を有する。^(注36) このような違いは信託義務の内容に相違をもたらすものではなからうか。

二 そこで、以下にあつてはそのような問題を明らかにする一助として役員^(注38)の信認義務に関する二つの代表的立場を取り上げ、考察する。

Sparks & Hamemesh^(注39)は役員は取締役と同じ信認義務を負うという。役員は定款または取締役会の決議によって資格と義務を授与される。しかし、会社のために行為する権限を有する代理人は定款あるいは取締役会の決議によって直接生じるものではない。加えて、役員は経営上および業務執行を委託され、会社の問題に関して判断・裁量行使することが認められる。したがって、役員と代理人の立場は異なるものであるという^(注37)。また、裁判例を引用して役員と取締役の信認義務は同じものであるとするので、役員の行為と責任を支配する法的基準も同じことになる。また、忠実義務に関して、役員は取締役のように会社とその株主に対して負い、取締役あるいは役員の立場のゆえに負うのではなく、この義務は代理法の一般原則の下で負うものである。会社の機会の理論は個々の会社の状況に対して代理の信認法の原則の適用の結果であるとの判例を引用する^(注40)。次に、注意義務について、会社とその株主に対して役員は取締役が負う義務とパラレルに相当の注意を行使する義務を負うという^(注41)。判例法は取締役に對する注意の基準は重大な過失であるとするならば、その基準は同様に役員にも適用されるのであろうか^(注42)。

Johnson & Milon^(注43)は役員は代理人であるとの立場から受認者ととらえる。そこから代理法を適用するために、以下の三つの利点を指摘する。取締役と異なる役員の義務を理解することになり、連邦レベルでの新しい責任と役員に対する監視の強調と調和する^(注44)。取締役が役員に権限を委譲するが、会社とその株主のために役員・代理人の経営上の業務執行を監視する重要な統治責任を保持しなければならない^(注45)。また、社外取締役と役員の信認義務を区別する政策的主張を強化する^(注46)。

Sparks & Hamermesh は会社の他の従業員と役員を比較することによって分析を始めるが、Johnson & Millon は取締役との対比によって差異を強調する。そこから、会社統治に関する現代の議論は取締役と役員という会社統治における二つの重要な関係者の間の基本的区別を忘れてゐる。取締役は役員と異なり、株主によって選任され、解任されるが、役員は取締役によって指名され、解任される。取締役は株主あるいは会社の代理人ではないが、役員は会社の代理人である。取締役は株主あるいは会社の代理人ではないが、会社のための受託者である。しかし、役員は代理人であるがゆえに受託者である。役員は代理人であり、それゆえ会社（本人）のために行為する取締役の管理に服する受託者であり、会社制定法によって確立された統治の基本的構造にみることができるといふ。^(注47) 忠実義務に関して、役員は会社（本人）の利益のためにのみ行為することを代理人は要求される忠実義務を負う。役員は積極的な奉仕の視点から単に会社を害することを法的に抑止することだけでなく、会社の繁栄を増進することが要求される。^(注48) したが、会社支配の変更に伴って株主の富を最大化する義務はないといふ。また注意義務に関しては、役員は通常の注意義務を負い、代理人の注意の基準は単なる過失であり、取締役より厳しい基準を負わされるべきである。^(注49) 上級執行役員と取締役会の間の過度の癒着した関係は、取締役が会社に対して信託義務を負う者として役員をみていない会社文化の結果である。取締役は上級執行役員を支える責任があるとみており、代理人よりもボスとしてみている。制定法は明らかに役員ではなく取締役が会社統治における中心的役割を果たすことを企図する統治構造を規定しているが、実際は、取締役がなすよりも会社業務において大きな影響を役員は与える。^(注50) そこから、もっと厳格な代理人の信託義務によって、取締役の職務遂行よりも厳密に吟味され、これによって取締役会の中心的機能の再活性化につながるといふ。^(注51)

また、Shaner は基本的に Johnson & Millon の立場を支持するが、役員が会社の営業・事業を管理する中心にあり、会社における権力のバランスを復活させるために服従 (obedience) の義務の潜在的な重要性に焦点をあてる。^(注52)そこでは、以下のように説く。本人に対する代理人の義務は、忠実、服従、注意そして情報を与える義務を負う。^(注53)しかし、服従の義務は会社法に類似の義務はなく、代理人は本人の合理的な指揮に従うことを指し、「本人および本人のために代理人の行為に関与することを本人によって指名された者から受けた全ての合法的指示に従うべき義務」として服従の義務を規定する。^(注55)デラウェア会社における信認義務法は服従の類似の各別の義務を規定していないが、取締役は代理人でないことから、信認義務は代理の原則から各別に離れて存在する。裁判所は取締役はたとい株主の多数であつても企業の運営の権限の行使にあたり、その望みに従うべき義務はないとする。^(注56)また、取締役は取締役としてサービスの通常の過程において会社の代理人として行為しない。最高裁判所は、代理人は本人の支配の下で行為する。取締役会は会社の事業および業務の経営を行い、経営を指揮する最終的責任を課せられるといひ、^(注57)また、取締役は株主と本人・代理人の関係における代理人ではない。株主は取締役会の行為を指揮できず、取締役は会社の最善の利益に基づいて自己の判断をなす義務を負う。そして、その判断に十分な責任を負わなければならないといわれる。^(注58)このように取締役には従わなければならない指示を出す本人は存在せず、服従に類似の信認義務の必要はないといふ。^(注59)

このような視点から Gantler 判決をみるならば、役員が取締役と同じ受託者の基準で判断されるのであれば、役員は服従の義務を負わないことになる。しかし、役員は代理人であれば、^(注60)役員に服従の代理法の義務の適用は取締役会の指示・指揮に服する信認義務を負うということになる。しかし、役員の信認義務の一部として服従の各別の義務を

認めることは注意と忠実の既に確立された義務と重なり合う基礎と衝突し、同質の内容を有し、不必要との批判が想像される。Shanerは、服従の義務は注意と忠実の義務の支配と衝突するが、服従の義務の根底にある目的は注意と忠実の義務の目的と異なるものであると主張する^(注62)。

Shanerは、裁判所が服従の役員の信認義務を強調することは、役員が業務執行の決定をなすことを躊躇させることになることを怖れて嫌うであろうという。服従の義務の構成要素は、業務執行にあたり個人にほとんど裁量を委せず、日々の会社運営において役員の柔軟性を邪魔することになる。しかし、服従の義務は役員に全ての裁量を排除するものではなく、取締役会の役員に対する指示が状況によって広いか狭いかによることになるという^(注63)。

役員は会社の事業の運営において中心的役割を果たすことに異論はない。会社統治において、取締役会は会社の日々の運営のために権限を委譲した専門的経営者に対して不当に受け身であり、敬意を払いすぎていると批判されている^(注64)。また、過去数十年に亘り、あまりに多くの会社で最高執行役員の地位は着実に権力と影響力が増している。いくつかのケースでCEOは経営者よりもっと支配者になっていると指摘されている^(注65)。これは制定法と判例法によって企図された取締役と役員⁽²⁾の間の権限のバランスが逆転していることを意味する。役員を含んで会社の意思決定者に信認義務を課すことはより良い会社統治を達成するための一つの方法と広く認められている。Shanerは、服従の義務は役員に会社とその株主にもっと責任を負わせることによってより良い会社統治を促進させる。役員が会社に対して負う注意と忠実の義務を展開するするために有効な作用を有する^(注67)という。

(15) 5 A.2d 503, 510 (Del. Supr. 1939).

- (16) 429 A.2d 497, 502-03 (Del. Supr. 1981).
- (17) Shamer, Restoring the Blance of Power in Corporate Management: Enforcing an Officer's Duty of Obedience, 66 Bus. Law. 27, 31 (2010). 本項目については論文に負へるべき大きなためらう。
- (18) C.A. No. 9488, 1989 Del. Ch. LEXIS 83, at 11 (Del. Ch. July 17, 1989). ただし、破産の問題については、監視の責任 (Caremark 判決) を取締役と同様に役員も負へるべきである。Miller v. MacDonald, 385 B.R. 576, 592 (Bankr. D. Del. 2008).
- (19) Johnson & Millon, *supra* note 6, at 1611-1614.
- (20) Drexler, et al., Delaware Corporation Law and Practice, ¶ 14.02 at 14-15 to 14-16 (perm. ed.)
- (21) 965 A.2d at 699.
- (22) 965 A.2d at 708-09.
- (23) Follett, Gantler v. Stephens: Big Epiphany or Big Failure? A Look at the Current State of Officers' Fiduciary Duties and Advice for Potential Protection, 35 Del. J. Corp. L. 563, 575 (2010).
- (24) 965 A.2d at 706.
- (25) Model Bus. Corp. Act § 8.42 (a), 8.30 (a) (2008).
- (26) Model Bus. Corp. Act § 8.42 cmt.
- (27) American Law Institute, Principles of Corporate Governance: Analysis and Recommendations Vol. 1, § 4.01 cmt. (1994).
- (28) Rock & Wachter, Dangerous Liaisons: Corporate Law, Trust Law, and Interdoctrinal Legal Transplants, 96 Nw. U. L. Rev. 651, 651 (2002).
- (29) Mulr & Schipani, Fiduciary Constraints: Correlating Obligation With Liability, 42 Wake Forest L. Rev. 697, 722 (2007). In re Walt Disney Co. Derivative Litig., 907 A.2d 693, 751 (Del. Ch. 2005).
- (30) Restatement (third) of Agency § 1.01 cmt. f (2) (2006).
- (31) Johnson & Millon, *supra* note 6, at 1636.
- (32) Allen, Jacobs & Strine, The Great Takeover Debate: A Meditation on Bridging the Conceptual Divide, 69 U. Chi. Rev. 1067, 1070 (2002).
- (33) Sparks & Hamernesh, *supra* note 9, at 215; Johnson & Ricca, (Not) Advising Corporate Officers About Fiduciary Duties, 42 Wake Forest L.

- Rev. 663, 665-666 (2007).
- (34) Johnson & Ricca, *supra* note 33, at 669.
- (35) Johnson & Garvis, *Are Corporate Officers Advised About Fiduciary Duties?*, 64 Bus. Law. 1105, 1108 (2009).
- (36) Lamb & Christensen, *Duty Follows Function: Two Approaches to Curing the Mismatch Between the Fiduciary Duties and Potential Personal Liability of Corporate*, 26 ND J. L. Ethics & Pub Pol'y 45, 62 (2012).
- (37) Sparks & Hamernesh, *supra* note 9, at 215-216.
- (38) *ibid.* at 217.
- (39) 425 A.2d 957, 964 (Del. Supr. 1980).
- (40) Sparks & Hamernesh, *supra* note 9, at 220-222.
- (41) *ibid.* at 225.
- (42) Hamernesh & Sparks, *supra* note 7, at 868.
- (43) Johnson & Millon, *supra* note 6, at 1600-01.
- (44) *ibid.*, at 1602-03.
- (45) *ibid.*, at 1602.
- (46) *ibid.*, at 1604.
- (47) *ibid.*, at 1605-07.
- (48) *ibid.*, at 1629-30.
- (49) *ibid.*, at 1639.
- (50) *ibid.*, at 1613-14.
- (51) *ibid.*, at 1604.
- (52) Shoner, *supra* note 17, at 44.
- (53) Restatement (third) of Agency § 8.08, 8.09.

- (54) *ibid.*, § 8.09 (2).
- (55) Shoner, *supra* note 17, at 45.
- (56) Paramount Communications Inc. v. Time, Inc., Nos. 10866, 10670, 10935, 1989 Del. Ch. LEXIS 77, at 89 (Del. Ch. July 14, 1989).
- (57) Arnold v. Society for Sav. Bancorp, Inc., 678 A.2d 533, 539-40 (Del. Supr. 1996).
- (58) ABA, *supra* note 4, at 115-16. 衡平法裁判所は取締役会の権限は本人に関する代理人のそれであり、デラウェア法の下で究極的所
有者である株主から生じるべきだが (Unisuper, Ltd. v. News Corp., C.A. No.1699-N at 17 (Del. Ch. Dec. 20, 2005))、中間判決において、
信認義務の性質と目的はグループとしての株主に対して用いる取締役にとつての剣ではなく、株主のための楯として奉仕するもの
で、代理原則は信認義務の性質の隙間を埋めるため類似によつて例証のために用いられたものであるとその趣旨を明らかにした。
- Unisuper, Ltd. v. News Corp., C.A. No. 1699-N at 7 (Del. Ch. Jan. 19, 2006).
- (59) Shoner, *supra* note 17, at 47. Weinstein Enters., Inc. v. Orloff, 870 A.2d 499, 509 (Del. Supr. 2005) において、取締役に従従の義務を課
すことは会社法が取締役に究極的な経営権限および責任を取締役に割り当てている基本的態度と衝突するとする。
- (60) In re Walt Disney Co. Derivative Litig., C.A. No. 15452, 2004 Del. Ch. LEXIS 132, at 18 n.39 (Del. Ch. Sept. 10, 2004).
- (61) 服従の義務は、注意と忠実の義務よりもより深く、広く、基本的なものであり、それらの義務の支配に侵入する義務である。
- Atkinson, Obedience as the Foundation of Fiduciary Duty, 34 J. Corp. L. 43, 48-50 (2008).
- (62) Shoner, *supra* note 17, at 48.
- (63) *ibid.*, at 49-50.
- (64) ABA, *supra* note 4, at 128.
- (65) Donaldson, U.S. Securities and Exchange Commission, Speech by SEC Chairman, Remarks at the 2003 Washington Economic Policy
Conference (Mar. 24, 2003).
- (66) Johnson & Ricca, *supra* note 1, at 665.
- (67) Shaner, *supra* note 17, at 55.

三 会社役員⁽²⁾の義務の強制

一 信認義務は取締役との関連においては、役員に期待される高い行為の基準を設定するが、責任の評価の基準はとも低いものである^(注68)。役員⁽³⁾の行為の抑制における信認義務について、役員⁽⁴⁾の信認義務の行為基準、審査基準の確定および責任の強制のスキームが働けば、信認義務の原則は役員⁽⁵⁾の行為を規制することができる^(注69)といえよう。規制のシステムはその根底にある強制のメカニズムが働く場合のみ有用である^(注70)。したがって、経営者が自己利益に奉仕することを動機づけることを抑止するチェックとバランスの効果的システムを確保する必要がある^(注71)。すなわち効果的強制スキーム⁽⁷²⁾がなければ信認義務は役員⁽⁷³⁾に与えられた権限をチェックするものとして十分に役立たない。取締役会は役員⁽⁷⁴⁾に信認義務を強制する役割を果たしうる地位にある。また、株主もその地位ある。しかし、そのような地位にある者が強制を行うことを保証するものではない。裁判例をみるかぎり、役員⁽⁷⁵⁾の信認義務を取り扱う判例は少なく、少なくとも信認義務違反の訴訟提起の方法によって強制されていないことを示している^(注74)。理論的にみれば、代表訴訟は取締役・役員は取締役・役員⁽⁷⁶⁾の信認義務の強制メカニズムとして役立つものである^(注75)。代表訴訟は株主が会社⁽⁷⁷⁾の名前で取締役・役員⁽⁷⁸⁾の義務違反を追及することを認めるもので、かれらの適正な権限行使を期待し得ない場合に、会社の利益を守るために訴訟を確保することにある。しかし、代表訴訟に関する訴訟手続が信認義務違反のために責任を課すための株主の訴訟提起に酷な制限を課しており、取締役でない役員⁽⁷⁹⁾に対しては一層長期の費用のかかる負担の大きなものとなっている^(注76)。また、レッドフラッグに直面して行為⁽⁸⁰⁾をすることを怠った取締役の故意を示すことを要求する裁判所の態度

は、取締役会の監視の義務の懈怠を追及することを困難としており、^(注7) 役員の情報義務の強制者としての取締役会に大きく依存できないことになる。

分散した会社の所有者である株主に事業の経営を監視することは実際的でなく、取締役会は事業経営者（役員）と株主の間の中間として奉仕する。^(注78) 会社の日々の業務の運営を取締役会が行うことは困難であり、役員にその権限を委譲し、役員は取締役会の指揮と監視に服する。^(注79) 取締役は合併など主な会社の事項の決定のみに干渉する。^(注80) 取締役会の監視機能は財務上の業績、経営上の業績、法的義務の遵守、会社の政策、適切なりスクマナジメントの評価と計画を含んで会社の事業と業務を監視する。^(注81) 会社役員は会社統治の中心的役割を占める。^(注82) 早期には取締役会の権限は独自のものであり、委譲できないものとされたが、^(注83) 現在の世界においては、上級執行役員は取締役の選任および報酬の決定を行う事実上の権限を用い、^(注84) 彼らとの個人的結びつきの利用によって取締役会を支配している。専門的経営者は取締役会と株主の両方の関係において大きな権限を与えられ、この支配は会社を導くため（注85）は許容度を必要とすることが合法的に承認された結果であるとの指摘もある。^(注86) また、役員の卓越した権力のゆえに、取締役は特典とか地位を失うことを恐れ、役員を尊重することを厭わない、あるいは役員が取締役に与える情報を選別し、取締役会の議事をコントロールすることで取締役会を支配できるといふ。^(注87) このように会社経営における役割の逆転は、企業に最も影響を与える上級執行役員を生じ、非常に大きな経済的そして社会的影響のある認められた地位を占め、大きな文化的世界において広く注意を集める。^(注88) このような強い会社役員存在は、種々の会社統治問題を生じる。^(注89) そこで、いかに役員をコントロールするかが問題となる。

会社構造において、経営の意思決定の代理モデルは経営者が株主の価値を最大化すると必然的に動機づけられると

の仮定には何の理由もない。代理モデルの中心的テーマは、経営者の利益と株主の利益が分岐したとき、経営者⁽⁹⁰⁾はもしチェックがないならば会社とその株主最善の利益よりも自己の利益を優先することへの配慮である。これは会社スキャンダルでよくみられるところである。そこでは金融サービス企業において上級執行役員とそのチームに対する不当に敬意を払う文化に捕らわれている非効率⁽⁹¹⁾の取締役会に起因する。スキャンダルは役員⁽⁹²⁾の任務、取締役会の役割、信託義務の適切な基準、もっと一般的に会社統治構造について疑問を生じさせているという。役員⁽⁹²⁾の不正行為を防止することおよび経営者に責任を負わせることを意図した権限のチェックおよび取締役会との権限のバランスに欠けることが現在の統治システムの欠点として認識されており、その是正手段の一つが役員⁽⁹³⁾の信託義務であるといえよう。

二 厳格な制定法が不効率となり、広く権能授与法として合法的な行為に従事することを会社⁽⁹⁴⁾に認め、株主保護な⁽⁹⁵⁾ど法が定める要件のみに一般的に服することを要求し、取締役⁽⁹⁶⁾に行為の大きなゆとりを与え、柔軟性のあるものになった。同時に役員および取締役⁽⁹⁷⁾の行為の事後的な司法の審理が信託義務によって判断されることとなった。これは、裁判所に会社の行為のケースバイケースの分析を認め、変化⁽⁹⁸⁾するビジネス界への対応への柔軟性を認めたといえる。そこでは強制的信託義務を課すことの主たる正当化は、信託を促進し、利益衝突⁽⁹⁹⁾をする取締役の行為を抑制し、取締役が株主の利益になるよう心に留めて全ての決定をなすことであるという。また、Stineは、受託者の抑制は株主にデラウェア制定法の権能付与のアプローチの柔軟性から株主に安全に受益⁽¹⁰⁰⁾することを可能とする。なぜなら、コモントリーは株主の犠牲で自己の利益のためにその柔軟性を濫用するような取締役の能力を制限するからという。⁽¹⁰¹⁾しかし、会社のスキャンダルは、会社の統治システムが経営者の不忠実と墮落から生じることで不十分なチェック

とバランスを含んでいることを示している。^(注98)二〇一〇年のドッド・フランク法は、従来の会社統治制度は取締役あるいは役員が株主などからの攻撃の怖れなくリスクな行為に従事することが自由であると感じる環境を生じさせたとの理解から、この環境の変更を求めるものであり、取締役会の監視の役割を高め、その役割の実効の懈怠責任を負わせようとするものである。^(注99)規制レジームの基本的機能は、通常、基準の設定、法令遵守の監視、不遵守への強制を記述する。^(注100)会社統治の主たる問題は、力ある経営者が株主に対して適切な責任を負うかどうかである。^(注101)強制と責任は強制的メカニズムと連携して法の遵守を刺激するあるいは義務の履行の懈怠を発見し、罰する手段を与えるものである。^(注102)信認義務は代理コストを減じ会社の効率性を促進するための責任の工夫の価値があるという。^(注103)したがって、裁判所が信認義務遵守を好んで主張するならば経営者の不適切な行為は抑止できるといえる。^(注104)

役員の信認義務の正確な内容と性質ははっきりしない。コモローの創造物としての役員の信認義務の発展は、これらの違反が申し立てられた場合の裁判所の対応に依存する。^(注105)法は強制力を有することで強さがあり、その違反の厳しさが義務であることの理解に影響する。法は規範を反映し具体化する。また、発見が非常に低い可能性であるときは、発見された不正行為に課せられる制裁よりも不正行為の発見の可能性が存することにもっとインパクトがある。^(注106)社会規範は行為に影響するが、責任のメカニズムがなければ規範は支配のシステムとしてその有用性を弱める浸食を受けやすい。法的制裁は役員の行為が規範による制裁に価するかどうかを測るための重要なバロメーターの役割を有する。^(注107)リスクな行為に従事することは自由であるとの誤った規範を訂正するためには、信認義務の遵守が必要であることを示す必要がある。

三 役員⁽²⁾の信認義務⁽³⁾の内的強制は取締役会と株主が考えられる。論理的に取締役会は分散した株主よりも良い監視をなすことが認められている^(注10)。会社統治システムにおいて会社の営業および業務に最終的な責任を課せられている取締役会は、重要な会社経営に関する事項は自らが決定しなければならぬが、監督権限を留保したうえで、日々の業務の多くを上級執行役員に委譲することが認められている。ここで法的レジームにおいて取締役は依然何かをすることが要求されるが、そこでは最善の実際によって表される理念的な取締役の行為と会社の損失の責任から取締役を守るために必要な実効の最低レベルの間には大きなギャップが存する^(注10)。このような関係において取締役が義務を履行するためにとらなければならない具体的内容には明確でないものが残っているが、会社の営業および業務の究極的責任からは会社の業績、戦略、政策を取り込むだけでなく、役員の経営上の責任も含まれる^(注10)。役員が会社の日々の業務を支配しているが会社の繁栄の直接的責任を上級執行役員に負わせるよりも、デラウェア法は取締役が役員を監視する責任を負わせ、そして会社の決定を役員がなしたことの最終的責任を負わせている^(注11)。取締役会が会社の事業を適切に監視することを怠ったことの主張の訴訟は、Carnmark 事件^(注12)および Stone 事件^(注13)によって示された原則によって支配されている。すなわち、取締役の監視の懈怠による責任を認めるためには、(一) 取締役が報告あるいは情報のシステムの実効あるいは管理を全く怠ったこと、(二) そのようなシステムや管理を履行したが、取締役は意識的にその運営について監視・監督を怠り、注意すべきリスクや問題を知り得なかったことを要求する。ここでは取締役が信認義務を履行していないことを知っていることが責任を課すための要件であり、意識的無視が求められる^(注14)。これは取締役会が単に事業を監視すべき義務を有していること、そして事実上それを適切に行うことを怠ったことを証明する問題ではなく、取締役会が事業を適切に監視することを怠ったことを知っていたことを証明することを要求されることにな

る。したがって、信認義務の実行の不十分あるいは欠点ある努力と義務の意識的無視の間には大きな相違があることを意味する。^(注15) 明らかにこのような違法行為は稀であり、そのような違法行為の証明は極めて困難である。^(注16) 取締役の監視義務違反の訴えにおいて、申し立てられた違法行為は取締役会による意思決定ではなく、むしろ不作為である。行為すべき取締役会の思慮のない失敗であるゆえに、手続的相当の注意を問題とする経営判断の原則の基準は必然的に不適用であり、全く異なる基準が適用されることになる。^(注17) もし、裁判所が故意を含む基準以外で監視の訴えを審理すべきことになれば、必然的に取締役会の経営上の判断のいくつかを審理すべき対象に含むことになる。^(注18) また、ドッド・フランク法の動きをみても、取締役会のメンバーに今までよりも多くの責任を課しているが、その多くが非常勤の地位にあるという事実は何ら考慮を払っていない。また、義務の履行に必要な専門的知識には特に触れていない。取締役の独立に焦点を当てる改革は取締役の専門的知識を高めることと相矛盾することになる。改革は独立に伴う潜在的な欠点の十分な理解なく取締役会の独立の仮定を一層推し進める。^(注19) それゆえ、取締役会が役員、アドバイザーなどに過度に依存する可能性を増加させている。^(注20) 取締役の監視義務の責任と役員の信認義務の遵守は密接につながる。社外（独立）取締役は比較的受け身で、経営者のビジネスの推奨に本質的に沿った時でさえ、相当の注意もって行為する責任を満足させないために州会社法の下で法的責任を負う可能性はほんのわずかである。また、取締役がCEOに対抗してもほとんどうまくいかず、そのようにすることにはリスクがある。^(注21)

そこで、監視義務は好ましい役割を遂行するため取締役会に適切なインセンティブを与えるべきとの意見がある。^(注22) 法は行為者を動機づけるために報償を与えるよりも制裁に依拠している。これは報償よりも制裁の方がコストがかからず、最小の行為規範を強制する法の本来的性格および法の遵守は義務であるとの一般的法感情に根ざすもので

ある。^(注123)しかし、取締役に責任を果たさせるために穏やかなレジームを厳しいレジームに高めるだけでは問題は解決しないであろう。自由意志に基づく法の遵守の程度を高めるためには、法的レジームは逸脱の抑止として、そのような行為に適切な制裁と道德的信用を有すると認知される社会的価値を反映する実体的基準を結びつける必要があるとの指摘がある。^(注124)多くの会社は適正な職務執行のための倫理規程を採用しているが、具体的あるいは詳細な規程を有するものではない。^(注125)

四 株主代表訴訟によって強制される責任ルールは少なくとも義務のいくつかの点において経営者の行為に対して理論的に健全であり、大きく影響を与える。^(注126)信認義務訴訟は経営者を監視することにはしばしば利用されるメカニズムである。^(注127)会社訴訟の提起は取締役会の権限に属するもので、株主に代表訴訟の提起を自由に認めるならば会社の利益が害されるおそれがある。そこで、役員責任の追及を望む株主は代表訴訟を提起する前に取締役に提訴請求をしなければならない。^(注128)株主の請求を受け入れるか否かは取締役会の経営判断に委ねられる。結果として、会社経営の役割が逆転しているゆえに役員を尊重する取締役会は株主の訴えの請求を受け入れることはない。^(注129)デラウェア州衡平法裁判所規則二三・一条は、株主による取締役会への提訴請求が不当に拒絶された場合、あるいは代表訴訟について取締役らの適正な権限の行使が期待し得ないことを証明する場合には事前請求が免除され、代表訴訟を提起できるとする。そこでは、取締役会の多数が利害関係を有さず独立であること、決定が有効な経営判断の行使であることについて合理的な疑いを生じる特別な事実の存することを申し立てなければならない。^(注130)事前請求がなされずに代表訴訟が提起された場合に、取締役会はしばしば独立の取締役のみから成る特別訴訟委員会を構成し、当該代表訴訟の維持が会

社の最善の利益に合致するか否かを判断させている。^(注131) 特別訴訟委員会が当該訴訟は会社の最善の利益に合致しないと
して訴訟を終結させるべきと判断した場合、裁判所による審査は委員会の誠実性、独立性および調査の過程の妥当
性、充分性に限定され、実体的な決定に関する事項は経営判断の原則によって裁判所の審査から保護されるとする。^(注132)
特別訴訟委員会の勧告の審理において、裁判所はそのような判断を尊重して却下の動議を承認している。^(注133)

株主は役員の義務の監視者・強制者として働くことに代表訴訟の過程の問題以外の障壁がある。分散した株主の集
合行為（ただ乗り・合理的無関心）の問題である。現在では会社の所有は個人投資家から機関投資家に大きくシフト
してきており、^(注134) 分散した株主の集合行為の問題は機関投資家の増加によって改善されてきたとの指摘がある。^(注135) した
がって、会社経営者は株主の意見により耳を傾けてきているとの指摘もなされている。^(注136) また、このような機関投資家
の意識的行動の増加は、株主による経営者の監視と株主の自立に期待できるといふ。^(注137) しかし、機関投資家は経営者の
下で資産の増加に焦点を当てるが、業務の監視に従事する活動的インセンティブあるいは能力を有しないもので、合
理的に控えめな投資家であると指摘されている。^(注138) このように費用がかかり時間を要する問題であり、機関投資家ある
いは活動的株主は意味のある経営者の監視の役割を避けている。会社の統治に利害関係を有しない典型的株主は、合
理的無関心であると思われる。そのような株主は会社の政策に満足しないあるいは経営者が不適任であると思うなら
ば、株主が自ら誤った行為をただすよりも自己の株式を譲渡する方が合理的と考える。^(注139) 結果として、株式の自由譲渡
性が役員の行為の監視をすることのインセンティブを挫いている。

役員の信託義務の効果的監視及び強制に対する株主の能力の第三の障壁は情報力の不足である。役員は会社の日々
の業務に従事し、事業の戦略を検討し、異なる問題とアイデアに取り組む。取締役には与えられる情報は役員あるいは

役員員の指示の下で作られた情報である。^(注出)したがって、株主に与えられる情報も役員員によって取捨選択されたものと考
えられる。もともと株主は利用しうる全ての情報を有する立場にはない。

法的責任が役員員による信認義務に対する誠実さを確保するための本質的メカニズムであることに異論はないであろ
う。ただ、会社経営の役員支配モデルと代表訴訟などの障壁と一緒にあって役員員の信認義務の強制は困難となってい
るといえよう。

- (68) Scarlett, Confusion and Unpredictability in Shareholder Derivative Litigation: The Delaware Courts' Response to Recent Corporate Scandals, 60 Fla. L. Rev. 589, 609 (2008).
- (69) Taylor, The Inadequacy of Fiduciary Duty Doctrine: Why Corporate Managers Have Little to Fear and What Might Be Done About It, 85 Or. L. Rev. 993, 1005 (2007).
- (70) Glover, The Structural Role of Private Enforcement Mechanisms in Public Law, 53 Wm. & Mary L. Rev. 1137, 1142 (2012).
- (71) Paredes, *supra* note 1, at 688.
- (72) Shaner, The (Un) Enforcement of Corporate Officers' Duties, 48 U.C. Davis L. Rev. 271, 281 (2014). 本項目にこの論文に負へ
るものが大いである。
- (73) Gantler v. Stephens, 965 A.2d 695 (Del. Supr. 2009) 会社売却の機会の妨害; Hampshire Group Ltd. v. Kuttner, C.A. No. 360-VCS (Del. Ch. July 12, 2010) (Strine, V.C.) 故意に法の違反および不正確な財務諸表の承認による忠実義務違反; Ziff, LLC v. Wilness Acquisition Group, Inc., No. C.A. 4374-VCP, 2009 Del. Ch. LEXIS 167 (Del. Ch. Sept. 21, 2009) 先の使用者の破壊などの企図。他の裁判例は役員兼
任の取締役にいつは区別の必要なしとして、特に役員独自の責任にいつは論じている。
- (74) Shaner, *supra* note 72, at 282.
- (75) Jones, Law, Norms, and the Breakdown of the Board: Promoting Accountability in Corporate Governance, 92 Iowa L. Rev. 105, 113 (2006).

- (76) Shaner, *supra* note 72, at 283.
- (77) Pan, *Rethinking the Board's Duty to Monitor: A Critical Assessment of Board's Duty to Monitor*, 38 Fla. St. U. L. Rev. 209, 210 (2011). 取締役が従業員への懈怠の個人的責任に服するとの訴えは、会社法において多分最も困難な理論である。Stone v. Ritter, 911 A.2d 362, 372 (Del. Supr. 2006).
- (78) ABA Corporate Laws Committee, *Corporate Director's Guidebook* 41-42 (6th 2011).
- (79) Ribstein, *Why Corporations?*, 1 Berkeley Bus. L.J. 183, 188 (2004).
- (80) Stout, *On the Proper Motives of Corporate Directors (or, Why You Don't Want to Invite Homo Economics to Join Your Board)*, 28 Del. J. Corp. L. 18 (2003).
- (81) ABA, *supra* note 78, at 11.
- (82) Johnson & Ricca, *supra* note 1, at 82.
- (83) Johnson & Millon, *supra* note 6, 1621.
- (84) Bainbridge, *Corporate Law* 81 (3rd ed. 2015). 企業の株主の増加は適切に支配株主を有するうちに失敗し、CEO が企業の日々の運営をなしているようになり、取締役会に候補者を抜擢できるようになった。その変化の結果、取締役会は監視することが予定されている CEO より劣後するようになった。Aices, *Beyond the Board of Directors*, 46 Wake Forest L. Rev. 783, 788-89 (2011). それゆえ、取締役会の責任は特に監視・監督の役割の重要性が増している。Simmons, *The Corporate Immune System: Governance from the Inside Out*, 2013 U. Ill. L. Rev. 1131, 1144.
- (85) ABA, *supra* note 4, at 128.
- (86) Aviram, *Officers' Fiduciary Duties and the Nature of Corporate Organs*, 2013 Ill. L. Rev. 763, 777-78. どのような役員に対する敬意が事実上の権力を生み出す。Paredes, *supra* note 1, at 721. 彼の支配は CEO の会社を指揮するための許容度の必要性の合法的承認、取締役会のリーダーシップを含んで CEO に伝統的に与えられる文化的尊敬そして企業の日々の運営の支配、事業の関与にフルタイムの注意を払い、事業に関する情報のアドバンテージの結果である。ABA, *supra* note 4, at 128.
- (87) Johnson & Garvis, *Are Corporate Officers Advised About Fiduciary Duties*, 64 Bus. Law. 1105, 1106 (2009).

- (88) Lin, *The Corporate Governance of Iconic Executives*, 87 *Notre Dame L. Rev.* 351, 364 (2011).
- (89) そのひとつの現れがドッド・フランクリン法による役員報酬規制‘Say-on-Pay’。報酬委員会のメンバーの要件加重などが挙げられる。Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act, Pub. L. No. 111-203, 124 Stat. 1376 (2010).
- (90) Paredes, *supra* note 1, at 684.
- (91) ABA, *supra* note 4, at 132.
- (92) Sale, *Monitoring Caremark’s Good Faith*, 32 *Del. J. Corp.* 719, 720 (2007).
- (93) Strine, *The Inescapably Empirical Foundation of the Common Law of Corporations*, 27 *Del. J. Corp. L.* 499, 501 (2002).
- (94) Allen, Jacobs & Strine, *Function Over Form: A Reassessment of Standards of Review in Delaware Corporation Law*, 26 *Del. J. Corp. L.* 859, 861. 会社の信託義務は他の規制のゆるやかなにまつて失われた必要な保護を与へる。Taylor, *supra* note 69, at 1006.
- (95) Shaner, *supra* note 72, at 295.
- (96) Taylor, *supra* note 69, at 1025.
- (97) Strine, *supra* note 93, at 501.
- (98) Paredes, *supra* note 1, at 680.
- (99) Fairfax, *Government Governance and the Need to Reconcile Government Regulation with Board Fiduciary Duties*, 95 *Minn. L. Rev.* 1692, 1695 (2011).
- (100) Solomon, *New Governance, Preemptive Self-Regulation, and the Blurring of Boundaries in Regulatory Theory and Practice*, 2010 *Wis. L. Rev.* 591, 596.
- (101) Ribstein, *supra* note 79, at 199.
- (102) Shaner, *supra* note 72, at 300.
- (103) Schwartz, *In Praise of Derivative Suits: A Commentary on the Paper of Professors Fischel and Bradley*, 71 *Cornell L. Rev.* 322, 329 (1986).
- (104) Taylor, *supra* note 69, 1025.
- (105) 裁判所は問題が提出されるまで、ケースに限定すべきである。臆測には従事しない。In re Tyson Foods, Inc., C.A. No. 1106-CC,

2007 Del. Ch. LEXIS 120, at 2-3 (Del. Ch. Aug. 15, 2007). しかし、役員の情報義務を正確に語るとは裁判所に分析が委ねられている。Shaner, *supra* note 72, at 301 n.124.

- (106) Cox, Private Litigation and the Detrrence of Corporate Misconduct, 60 *Law & Contemp. Probs.*, Autumn 1997, at 2.
- (107) Westbrook, Corporation Law After Enron: The Possibility of a Capitalist Reimagination, 92 *Geo. L.J.* 61, 92 (2003).
- (108) Ribstein, *supra* note 79, at 188-89.
- (109) Jones & Welsh, Toward a Public Enforcement Model for Directors' Duty of Oversight, 45 *Vand. J. Transnat'l L.* 343,351 (2012).
- (110) Hill & McDonell, Reconsidering Board Oversight Duties After the Financial Crisis, 2013 *U. Ill. L. Rev.* 859, 877.
- (111) Alices, Beyond the Board of Directors, 46 *Wake Forest L. Rev.* 783, 790 (2011).
- (112) *In re Caremark Int'l Inc. Derivative Litig.*, 698 A.2d 959 (Del. Ch. 1996).
- (113) Stone v. Ritter, 911 A.2d 362.
- (114) *ibid.*, at 370.
- (115) *Lyondell Chemical Co. v. Ryan*, 970 A.2d 235, 243 (Del. Supr. 2009).
- (116) Pan, A Board's Duty to Monitor, 54 *N.Y.L. Sch. L. Rev.* 717, 719 (2009/2010).
- (117) Miller, The Board's Duty to Monitor Risk After Citigroup, 12 *U. Pa. J. Bus. L.* 1153, 1165 (2010).
- (118) *ibid.*, at 1166.
- (119) 取締役の独立と取締役の立場上の専門的知識の間のトレードオフがみられる。Cunningham, Rediscovering Board Expertise: Legal Implications of the Empirical Literature, 77 *U. Cin. L. Rev.* 465, 494-97 (2008).
- (120) Fairfax, Government Governance and the Need to Reconcile Government Regulation with Board Fiduciary Duties, 95 *Minn. L. Rev.* 1692, 1719 (2011).
- (121) Paredes, *supra* note 1, at 730.
- (122) Pan, *supra* note 77, at 211.
- (123) Handani & Kraakman, Rewarding Outsidedirector, 105 *Mich. L. Rev.* 1677, 1678 (2007).

- (124) Robinson & Darley, The Role of Deterrence in the Formulation of Criminal Law Rules: At Its Worst When Doing Its Best, 91 Geo. L. J. 949, 982 (2003).
- (125) Pitt & Groskaufmanis, Minimizing Corporate Corporate Civil and Criminal Liability: A Second Look at Corporate Codes of Conduct, 78 Geo. L.J. 1559, 1602 n.257, 1604 (1990).
- (126) Schwartz, supra note 103, at 323.
- (127) Thompson & Sale, Securities Fraud as Corporate Governance: Reflections Upon Federalism, 56 Vand. L. Rev. 859, 861 (2003).
- (128) 株主に於ける事前請求がなされた場合には、全体としての取締役会が訴訟を終結させるべきと判断すれば、それに基づき会社が株主の請求を拒絶する行為が認められ、取締役会の判断には経営判断の原則の適用が認められる。Zapata Corp. v. Maldonado, 430 A.2d 779, 784 n.10 (Del. Supr. 1981); Aronson v. Lewis, 473 A.2d 805, 813 (Del. Supr. 1984).
- (129) Swanson, Juggling Shareholder Rights and Strike Suits in Derivative Litigation: The ALI Drops the Ball, 77 Minn. L. Rev. 1339, 1351 (1993).
- (130) Brehm v. Eisner, 746 A.2d 244, 253 (Del. Supr. 2000). この点からいふなら取締役はなら役員を訴えるべきで、むしろ困難な事である。Rales v. Blasband, 634 A.2d 927, 934 (Del. Supr. 1993).
- (131) 取締役会は会社訴訟を支配する取締役会の権限を利害関係を有しない取締役から成る委員会に委譲する。Telxon Corp. v. Bogomolny, 792 A.2d 964, 973 (Del. Ch. 2001). そして、取締役に對する代表訴訟を終結させるための権限を特別委員会が有する行為が一般的に認められる。
- (132) Auerbach v. Bennett, 393 N. E. 2d 994.
- (133) Swanson, supra note 129, at 1357-58.
- (134) Coffee, Liquidity Versus Control: The Institutional Investor as Corporate Monitor, 91 Colum. L. Rev. 1277, 1291 (1991).
- (135) Allen, Our Schizophrenic Conception of the Business Corporation, 14 Cardozo L. Rev. 261, 280 (1992).
- (136) Black, Agents Watching Agents: The Promise of Institutional Investor Voice, 39 U.C.L.A. L. Rev. 811, 833 (1992).
- (137) Allen, supra note 135, at 280.
- (138) Gilson & Gordon, The Agency Costs of Agency Capitalism: Activist Investors and the Revaluation of Governance Rights, 113 Colum. L.

Rev. 863, 863 (2013).

(139) Bainbridge, Director Primacy and Shareholder Disempowerment, 119 Harv. L. Rev. 1735, 1751 (2006); Lin, *supra* note 88, at 367-68.

(140) O'Kelley & Thomson, Corporate and Other Business Associations 213-14 (6th 2010).

(141) Johnson & Ricca, *supra* note 1, at 81-82.

国際組織の国際法人格の理論と実際 (一)

東 泰 介

はじめに

I 国際組織の国際法人格の概念

1 国際法人格の定義

2 国際法人格の根拠

II 国際組織の国際法人格に関する議論の展開

1 国際行政連合の国際法人格

2 国際連盟の国際法人格

III 国際連合の国際法人格

1 「国連損害賠償事件」

2 国際司法裁判所の勧告的意見

(1) 国連の請求権とその根拠としての国際法人格

(2) 国連の職員に関する保護権と黙示的権限 (以上本号)

3 裁判所の勧告的意見の検討

(1) 勧告的意見の意義

(2) 勧告的意見の問題点

4 勧告的意見の影響

IV 国連以外の国際組織の国際法人格

1 普遍的国際組織

2 地域的国際組織

3 国際商品組織

おわりに

はじめに

国際組織の法的地位は、国際組織法のもっとも基本的な問題の一つである。国際組織が法的にどのような位置を占め、どのような資格ないし能力をもち、あるいは責任を負うのかという問題と密接に結び付いているからである。⁽¹⁾そのため、国際組織の法的地位は、国際組織の出現とともに、さまざまな形で論じられてきた。

国際組織の法的地位には、国際法上の地位と組織の構成員である国家や非構成員である国家の国内法上の地位がある。国際組織の国際法上の地位がより重要であることは、いうまでもないが、国内法上の地位の重要性もこれに劣らない。国際組織の活動の相当な部分が当該組織の構成員である国家、または非構成員である国家の領域内で行われ、活動の影響が国家にも及びうるからである。いずれにしても、国際組織の法的地位、とりわけ国際法上の地位を明確にすることが求められる。

国際組織の国際法上の地位に関しては、次のような事項の検討が必要である。第一に、国際組織の国際法上の地位の一般的・形式的な要素である国際組織の国際法上の人格ないし国際法上の主体性である。⁽²⁾第二に、国際組織の国際法上の地位に関する次のような個別的・具体的な事柄である。これには、国際組織の国際法上の権利義務や国際的な場で一定の行為を行う能力ないし権能、すなわち国際法上の行為能力、さらに、国際組織の国際違法行為から生じる国際責任などがある。国際組織の国際的な行為能力に関しては、組織の機関が設立条約や関連文書、機関の規則や決定などに基づいて行使する権限も重要である。これらの事項の検討を通じて、国際組織の国際法上の全般的な地位が

明らかになる。

本稿では、国際組織の国際法上の独自の存在を示す要素としての国際組織の国際法人格について論じる。従来から議論の多いこの法人格概念の意味内容をたんに明らかにするためではない。国際組織の法的地位を包括的に考察するための、いわば基礎的作業として行うのである。とはいえ、この国際組織の国際法人格については、やはり、その概念を明確にして、法的性格や根拠とともにその本質的な要素を確認する必要がある。国際組織の法的地位をめぐる問題を複雑にしている最大の要因として、国際法人格の概念が明確にされないまま議論されていることがあげられる。⁽³⁾

このような観点から、まず、国際組織の国際法人格概念を検討する。つぎに、国際組織の歴史的な発展過程で生じた国際行政連合や国際連盟などの国際法人格に関する議論の推移をみることにする。そして、国際連合の国際法人格について、憲章の起草過程における対応に触れて、国際組織の国際法人格をめぐる議論にきわめて大きな影響を及ぼしてきた、一九四九年の「国際連合の職務中に被った損害賠償」に関する事件（以下、「国連損害賠償事件」とする）に関する国際司法裁判所の勧告的意見を検討する。⁽⁴⁾ そのうえで、国際組織の設立条約における関連規定から国際組織の国際法人格に関する実行をみることにする。

I 国際組織の国際法人格の概念

1 国際法人格の定義

国際組織の「国際法人格」(International legal (or) juridical personality, Personnalité juridique internationale, Internationale

Rechtspersönlichkeit) という用語は、一般に国際組織の国際法上の主体性、より具体的には、国際法上の権利義務を享有する資格をさすものとして用いられる。⁽⁵⁾ 国際法上の権利を享有し、義務を負担する地位をさしているといってもよいであろう。国際法上の権利義務をもつ者は、「国際法人格者」であるが、国際法人格は、このような国際法人格者の国際法上の権利義務の担い手としての資格ないし地位を示すものである。国際法上の権利義務の担い手は、一般に国際法関係の当事者を意味する「国際法の主体」と呼ばれ、このような国際法関係の主体としての性質は、「国際法上の主体性」と表現される。したがって、国際法人格は、国際組織の国際法関係の主体ないし当事者としての資格や地位を示す概念でもある。⁽⁶⁾

国際組織が国際法人格をもつことは、すでに明らかなように、国際組織が国際法上の権利義務の担い手、つまり国際法の主体であることを意味する。⁽⁷⁾ 言い換えれば、国際組織が当該組織の構成員である国家とは別個の独自の国際法上の人格者であって、国際法の主体として国際法上の権利を享有し、義務を負担する資格ないし能力をもつことを示すのである。いずれにしても、国際法人格は、本来、ある法的実体の国際法上の地位を形式的・抽象的に示すものであり、具体的な国際法上の権利義務や国際的な行為を行う法的能力とは直接の関係のない法理論上の概念である。⁽⁸⁾

2 国際法人格の根拠

もう少し敷衍すれば、国際組織の国際法人格は、基本的に国際組織が国際法上の権利や義務をもつことが拠りどころになる。もちろん、国際組織の国際法上の権利や義務は、すでに存在するものだけでなく、新たな権利や義務を生じさせる条約の締結や使節の派遣・接受などの国際法上の行為や違法行為に対する国際責任に関しても生じる。国際

組織の国際法人格に関して組織の権利・義務だけでなく、国際法上の行為能力や責任能力も絡めて論じられるのはこのためである。

しかし、重要なことは、国際組織の国際法人格は、当該組織が享有する国際法上の権利（義務）能力や行為能力、責任能力をもつことの結果であり、いわば、これらの帰結として認められるにすぎないということである。⁽⁹⁾ 国際組織の国際法人格から国際法上の権利や義務、法律的行为などを行う能力が生じるわけではない。したがって、「国連損害賠償事件」に関する勧告的意見で国際司法裁判所が示した判断や、これに触発された論者の国際組織の国際法上の行為能力を当該組織の国際法人格の帰結として導く議論には、大きな問題があるといわなければならない。このような議論では、国際組織の国際法人格と権利能力、とりわけ行為能力の因果関係に関して不可避免的に循環論法に陥ることになり、具体的に国際組織のどのような国際法上の権利義務や行為能力から国際法人格を導き、逆にこの国際法人格からどのような国際法上の権利義務や行為能力が生じるのかということが明らかではないからである。⁽¹⁰⁾

国際組織の国際法人格の根拠に関連づけていえば、この国際法人格の存在を決定するのは一般国際法である。国際法秩序における国際組織法の原理であると言ってもよいであろう。⁽¹¹⁾ とはいえ、法人格の概念は、すべての法秩序に内在する基本概念の一つであり、共通の本質的要素をもつものであることが理解されなければならない。従来、国際法の生成・発展を国家中心主義の立場から捉えて、国際組織の成立とその法的地位や能力の基礎を国家の意思に求め、国際組織の国際法人格の根拠を設立条約、あるいはより直接的に、組織を設立した国家の意思に基づく傾向が強かった。国家を主たる構成員とする国際社会の実情と国際法が発達してきた経緯から、やむを得ない事情があり、理解できるが、国際組織の法的地位や能力などに関して、基礎をなす事実的な要素を法的原理として論じていたこと

は、見直される必要がある。いずれにしても、国際組織の国際法人格の存在は、多数の国家の行為に法的効果を生じさせる国際法の作用、法を創造する主体の事実的な行為に法的効果を生じさせる国際法と国際組織法の原理によって客観的に把握されるべきものである⁽¹²⁾。

II 国際組織の国際法人格に関する議論の展開

1 国際行政連合の国際法人格

国際組織が国際法上の人格をもつか否かという問題は、まず、一九世紀の後半から設立されるようになった国際行政連合に関して提起された。国際法の主体を国家に限定する伝統的な国際法の観念のもとでは、国際行政連合の国際法人格を積極的に認める論者は少数であった。一八九七年にフェドッツィ (P. Fedozzi) は、伝統的な国際法の立場を維持しつつ、国際行政連合の国際私法上の人格を認めた⁽¹³⁾。フジナート (G. Fusinato) は、一九一四年に国際農業研究所 (International Institute of Agriculture) を真の国際的法人格者であると主張した⁽¹⁴⁾。しかし、ノイマイヤー (K. Neumeyer) は、国際行政連合の国際法人格を明確に否定した。そして、国際行政連合は、実定法の観点からは国内法上の法人 (personnes morales) か、あるいはそのようなものでさえないかのいずれかにすぎないとした⁽¹⁵⁾。

国際農業研究所に関しては、一九三一年にイタリアの破棄院が国際法人格を認めて、国内法的レベルに止まるものの、学説的な見解に実際の根拠が与えられた。破棄院は、研究所の職員の解雇から生じた補償問題をめぐる「国際農業研究所対プロフィール」事件の上告審判決において、同研究所が国際行政連合である国際的実体であり、所在国と

の関係が国際法によって規律される国際法人格者であるという判断を示した。⁽¹⁶⁾ なお、一九二八年七月二八日に、国際連盟と研究所の間で協力のための合意覚書 (Memorandum of Agreement) が締結された。⁽¹⁷⁾

2 国際連盟の国際法人格

第一次世界大戦後の国際連盟 (以下、連盟とする) の設立は、この機構の国際法上の主体性ないし国際法人格に関する本格的な論議を巻き起こす契機となった。⁽¹⁸⁾ 連盟が歴史上、はじめて普遍的な政治的機構として立ち現われたことと、国際社会の平和と安全を維持するための集団安全保障制度に絡むものを中心とする、従来考えられなかったようなさまざまな大きな権限を与えられたことによる。

連盟規約には、連盟の国際法人格に関する明確な規定はなかった。したがって、国際法学者の間でも、連盟が国際法人格をもつか否かがかなり広範に議論された。そして、若干の論者は、連盟が国際法人格をもつことを否定した。しかし、多数の論者は、連盟が国際法人格をもつことを積極的に認めた。連盟の国際法人格を積極的に容認したオッペンハイム (L. Oppenheim) は、連盟の法的地位について次のように述べた。

「…連盟は、国際法の主体、さまざまな国家と同じような国際人格者のようである。連盟と構成員である連盟国のそれぞれの権利や義務は、大部分が連盟規約で規定されている。しかし、連盟は、すべての点で特殊な国際人格者 (une personne internationale sui generis) であり、他のいかなる主体とも比較できないような国際法の主体であることを際立たせる必要がある。(中略) 連盟は、国家ではなく、特定の領域をもたず、統治すべき国民をもたないで、国家主権の意味での主権をもたない。しかし、連盟は、特殊な国際的人格者として、一般的に主権国家に

よってしか行使されないようなさまざまな権利の主体である。⁽¹⁹⁾

オッペンハイムは、連盟の法的地位に関するこのような判断を連盟規約とヴェルサイユ条約に基づく連盟の目的や権限などから導いた。とりわけ、連盟の使節権、ザール盆地や委任統治領に関する権能、ダンチツヒの保護権、紛争当事国への介入権、少数民族を保護するための連盟国の国内問題への介入権、戦争と平和を宣言する権限などを判断材料とした。⁽²⁰⁾

国際連盟の出現は、その他の国際組織の法的地位に関する見解にも大きな影響を及ぼした。第一次世界大戦後に設立された国際決済銀行 (IBS) やドイツの賠償委員会などに関しても、国際法上の人格ないし地位を認める見解が明らかにされた。例えば、連盟が国際法上の人格者であると認めたウィリアムス (J.E. Williams) は、国際決済銀行についても、「国際法人」(international body corporate)、ないし「国際法人格者」(personne juridique internationale) という名称が与えられようと述べている。そして、国際決済銀行についても、国内的及び国際的な権利・義務をもつ特殊な (sui generis) 法人であるとした。⁽²¹⁾

連盟の国際法人格を国家として最初に明確に認めたのはスイスである。スイス政府は、一九二二年に連盟との間で連盟の自国における法的地位や職員の特権免除に関する「暫定協定」(Modus vivendi) を締結した際に、連盟が国際法人格をもつことを確認する提案をしていた。そして、一九二六年に同国と連盟との間で締結された改正暫定協定の第一条には、国際連盟の国際的人格に関する次のような明確な規定が盛り込まれた。

「スイス連邦政府は、国際連盟が国際的人格と法的能力をもっており、国際法の規則によれば、原則として国際連盟の明示的な同意がないかぎり、スイスの裁判所で訴追されないことを認める。⁽²²⁾」

このように、多くの国際法学者が連盟の国際法人格を認めただけでなく、連盟本部のあったスイス政府も明確に認めた。スイス以外の連盟国が連盟の国際法人格をどのように判断していたのかは明らかではないが、一九二六年の暫定協定は、同年九月二〇日に連盟理事会で承認されたので、連盟の国際法人格は、連盟国によって受け入れられていたとみてよいであろう。⁽²³⁾

Ⅲ 国際連合の国際法人格

1 「国連損害賠償事件」

国連憲章には、国際連合（以下、国連とする）の国際法上の人格に関するいかなる規定もない。一九四五年のサンフランシスコ会議で国連憲章が起草・採択された際に、国連の国際法人格について規定すべきか否かが検討されたが、結局見送られた。憲章で国連の国際法人格に関する規定を設けないことで、この組織が超国家的性質をもつのではないかという論議が生じるのを回避したといわれている。⁽²⁴⁾ 国連の国際法人格に関する規定を憲章で設けても、国連が加盟国とは別個の国際法の主体であることを示すだけであり、国際法人格と超国家的性質とはまったく無関係であるが、国際連盟に関して超国家的なものではないかという論議があったことを考慮したらしい。いずれにしても、憲章で国連の国際法人格ついて規定しなかったのは、意図的なものであったことがわかる。

しかし、国連の創設後間もなく、その国際法人格が明確にされることになった。一九四八年九月一七日に、エルサレムで国連パレスチナ調停官 (Mediator) のベルナドット伯爵 (Count Folke Bernadotte) が、イスラエル軍の支配地

区を通行中に、ユダヤ人の過激派集団によって暗殺されたことが契機となった。調停官に同行していた国連監視員 (United Nations Observer) のセロー (André Serot) 大佐も殺害された。⁽²⁵⁾

国連総会は、同年の第三会期に事務総長の覚書を受けて、まず、第六委員会で対応策を集中的に審議した。そして、同委員会が提出した決議に基づき、一二月三日の本会議で、決議二五八(Ⅲ)を全会一致で採択し、国連がこのような事件に責任を負うべき政府に対して損害賠償を請求できるか否かについて国際司法裁判所の勧告的意見を求めた。⁽²⁶⁾ 裁判所は、一九四九年四月一日の「国連損害賠償事件」の勧告的意見で、国連がこの事件で被った自らの損害と犠牲者またはその者を通じて権利をもつ者のために、加盟国が非加盟国かを問わず、責任を負うべき国家に対して、国際的な請求を行う能力をもつことを認めた。⁽²⁷⁾ これに関連して、国連の国際法人格の存在を明確に示した。国連の国際法人格を中心とする裁判所の判断の主要点は、以下のようなものである。

2 国際司法裁判所の勧告的意見

(1) 国連の請求権とその根拠としての国際法人格

裁判所は、まず、国連が国際的な請求を行う能力をもつか否かは、憲章が国連に加盟国に対して国連自身の権利を尊重するよう求め得るような地位を与えられているか否かであるとの判断を示した。⁽²⁸⁾ そして、この問題に答えるためには、憲章が国連に加盟国との関係で持っている権利を尊重するよう加盟国に対して求め得るような地位を与えているか否かを調べなければならないとした。裁判所によれば、これは、国連が「国際的人格」(international personality, *personalité internationale*)をもつか否かに他ならなかった。⁽²⁹⁾ 国連憲章に国連の国際法人格に関する規定がないため、

裁判所は、憲章が国連にどのような性格を与えているかということに着目した。⁽³⁰⁾そして、一九四五年六月に国連が設立され、その目的や原則は、憲章で規定されているが、国連がこれらの目的を達成すべく国際場裡で活動するためには、国際法人格をもつことが不可欠であるとした。⁽³¹⁾裁判所の見解では、一九四六年の「国際連合の特権と免除に関する条約」は、署名国とこの機構の間の権利義務を生じさせたが、「国際的な場と国際的な人格をもつ当事者の間以外でどうしてこのような条約が作用するのか理解することは困難」であった。⁽³²⁾そして、裁判所は、次のような判断を示している。

「裁判所の意見では、この機構は、権利や任務を行使し、享有することが想定されており、実際にそうしているであつて、これらの権利や任務は、大幅な国際的人格 (a large measure of international personality, une large mesure de personnalité internationale) をもっていることと、国際的な場で活動する能力に基づいてのみ説明され得るものである。この機構は、現在のところ最高の形態の国際組織であり、もし国際的人格が欠如していれば、創設者たちの意図を遂行することはできない。」⁽³³⁾したがって、裁判所は、この機構が国際的人格者 (an international person, une personne internationale) であるとの結論に達する。⁽³⁴⁾

もっとも、裁判所によれば、国連が国際法人格をもつことは、この機構が国家と同じであるとか、その法人格や権利と義務が国家のそれらと同じものであることを意味せず、いわんや超国家的なものであるということではなかった。国際法人格が意味したのは、国連が「国際法の主体であつて、国際的な権利・義務をもち、国際請求を提起することによってその権利を守る能力をもつ」ということであつた。⁽³⁵⁾

裁判所は、国連の国際的な権利から、この機構がその職員の職務遂行中に受けた障害で被つた損害に対する賠償を

得るために、責任のある国家に対して請求できるような権利が生じているかどうかについて、次のように述べている。国家は、国際法によって認められた国際的権利と義務のすべてをもつが、この機構のような実体 (entity, entité) の権利や義務は、「その構成文書で明示または黙示されているか、実行を通じて発達した目的や任務に依存する。」この機構の任務は、国際的な場で五八ないしそれ以上の外務省との共同行動にかかっているとすれば、効果的に遂行できないものである。したがって、「加盟国は、その任務の遂行に必要な国際的請求を行う能力をこの機構に与える」と結論⁽³⁶⁾した。

しかし、本件では、国連の職員が非加盟国で職務を遂行中に殺害されたため、裁判所は、国連が事件に責任を負うべき非加盟国に対して損害賠償を得るための国際的な請求を行うことができるか、それとも、当該非加盟国は、国連の国際的な請求を行う能力を否認できるかという問題に答えなければならなかった。この難問に直面した裁判所は、詳細な論証を省略して、この場合にも国連が請求権をもつことを認める観点から、次のように述べた。

「国際社会の大多数を構成する五〇カ国は、国際法に従って国際的請求を行う能力とともに、たんにこれらの国のみによって認められたのではない、客観的国際人格 (objective international personality, une personnalité internationale objective) をもつ実体を創設する権限をもつていた。」⁽³⁷⁾

(2) 国連の職員に関する保護権と黙示的権限

国連の国際法人格には直接関係しないが、裁判所は、本件の勧告的意見で国連が犠牲になった職員、または職員を通じて権利をもつ者が受けた損害に対して請求を行う能力をもつか否かという問題についても、積極的な判断を示

(38) した。要点を簡潔に示せば、裁判所は、国家が他国の国際違法行為によって損害を被った自国民に関して行使できる国際法の伝統的な規則に基づく外交的保護権と対比させつつ、国連が職務の遂行中に国家の国際義務に違反する行為によって損害を被った職員に関して「機能的保護権」(right of functional protection, droit de protection fonctionnelle)をもつことを認めた。(39)

裁判所は、この国連の職員に関する機能的保護権の根拠を探り、憲章には国連にこのような能力を与える明示的な規定がないことを認めて、国連の任務に関する憲章規定やこの任務に関する職員の役割が、損害を被った職員を保護する権限を国連に与えていることを意味するか否かを検討した。そして、「憲章は、明示的に規定していないが、この機構は、このような権限をもつとみなされなければならない」とし、この「権限は、国際法上、その任務の遂行に不可欠なものとして、憲章で必然的な含意 (necessary implication, consequence nécessaire) として国連に与えられている」という判断を示した。(40)

国連の職員に関する機能的保護権を明確に認めたこの判断は、以後、国際組織の設立文書に明示的な規定がなくても、当該組織がその目的の達成と任務の遂行上必要な権限は、暗黙に認められているという、「黙示的権限説」の有力な理論的根拠を提供することになった。(39) なお、裁判所は、職員が無国籍である場合と職員が国籍国の行為によって損害を被った場合も想定していた。裁判所は、犠牲者の職員の国籍国が職員に関して外交的保護権をもち、国連の機能的保護権と競合する可能性を否定しなかったが、その場合でも、一般条約や協定で調整することが可能であるとした。(41)

〔註〕

(1) 国際組織のどのような地位は、しばしば“legal status”と表現される。Schemmers, H. G., *International Institutional Law*, vol. II, (1972), pp.622-629. Schemmers, H. G., & Blokker, N. M., *International Institutional Law*, 4th Rev.ed. Martinus Nijhoff (2003), pp.987-994, 88 1562-1571. Bekker, P.H.F., *The Legal Position of International Organizations: A Functional Necessity Analysis of their Legal Status and Immunities*, Martinus Nijhoff (1994), pp.6,51-53. しかし、ワイスベルグ (G. Weisberg) は、“status”を国連の国際法人格ととめて、条約締結権、国際平和と安全の回復・維持、特権・免除、国際請求の支援などの国際的な法的能力ならし権能に關しても用いている。The *International Status of the United Nations*, Oceana / Stevens & Sons (1961), pp.10-32, 33-77, 78-105, 106-140, 141-169, 170-200.

ベッカーは、国際組織のどのような法的地位を示す用語として“legal status”より広い意味をもち“legal position”が適しているという。Bekker, *ibid.*, note (1), p.51. ルナールとフアン・ヌッフエルがごう欧州連合 (European Union : EU) の国際法における“position”と同じ意図である。Lenert, K. & van Nuffel, K., *European Union Law*, 3rd ed. Sweet & Maxwell (2011), p.951. 本稿において、国際組織の国際法上の地位は、国際法人格という一般的・形式的な意味における地位とともに、国際組織の権能ないしは権限と国際責任という個別的・具体的な意味における地位を含むものとして論じる。

(2) 国際組織の国際法上の地位は、二〇世紀初頭には、もっぱら国際法の主体ないし国際法上の人格者としての観点から議論された。詳細は、II の本文と註を参照。これは、その後も続いている。Seidie-Hohenveldern, I., *The Legal Personality of International and Supranational Organizations, Revue Egyptienne de Droit International* (以下では、*RÉgypt DJ* とする), vol.21, (1965), pp.35-72, at p.35. Mugwira, N., *Subject of International Law*, Sorensen, M., (ed.), *Manual of Public International Law*, Macmillan (1968), pp. 247-310, at pp.257-260. Reuterswärd, R., *The Legal Nature of International Organizations, Nordisk Tidsskrift for International Ret og Jus Gentium (Nord.TIR)*, vol.49, (1980), pp.14-15. 国際司法裁判所も、WHO とエジプト間の協定の解釈に關する一九八〇年十二月二〇日の勧告的意見において、「国際組織は、国際法の主体 (International organizations are subjects of international law, L'organisation internationale est un sujet de droit international) であり、そのようなものとして国際法の一般的規則、憲章または当事者となっている国際協定で課されているいずれかの義務によって拘束されている。」とした。WHO が意見を要請したが、裁判所が応じなかった。「武力紛争時における国家の核兵器使用の合法性」に關する一九九六年七月八日の勧告的意見においても、「国際組織が国際法の主体であって、国家と異なり、一般

的な権能 (competence) をもたないことを指摘する必要はほとんどない。」と述べている。Interpretation of the Agreement of 25 March 1951 between WHO and Egypt, Advisory Opinion, *ICJ Reports*, 1980, pp.89-90, para.37. Legality of the Use by a State of Nuclear Weapons in armed Conflict, Advisory Opinion, *ICJ Reports*, 1996, p.78, para.24.

国際連盟の設立後、国際組織の国際法人格に関する議論が徐々に一般化し、国際連合の設立後、本格的に行われるようになった。ファスベンダーの以下の論文は、国際組織の国際法上の主体性を中心に論じた比較的新しい例である。VasBender, M., Die Völkerrechtssubjektivität internationaler Organisationen, *Österreichische Zeitschrift für öffentliches Recht und Völkerrecht (ÖZaRV)*, vol.37, (1986), pp.17-49.

(3) 国際組織の国際法人格に関する議論を錯綜させている要因の一つに、国際法人格の概念やこの用語の意味内容が論者によって異なっており使用されていることがある。国連の国際法人格の存在をめぐる議論は、後述する、一九四九年四月一日の国際司法裁判所「国連損害賠償事件」の勧告的意見で一応決着したが、勧告的意見は、やうに複雑な問題を提起してきつゝいる。Injuries Suffered in the Service of the United Nations, Advisory Opinion, 11 April 1949, *ICJ Reports*, 1949, pp.2-219.

周知の通り、法人格の概念の使用には、従来からもネカム (A. Nékam) による強い批判があり、国際法の分野に関しては、オコネル (D.P. O'Connell) の現状を冷静にとらえた指摘もある。Nékam, A., *The Personality Conception of the Legal Personality*, Harvard University Press (1938). ネカムは、法人格に関する議論の歴史的展開と内容を詳細に検討して、この概念を使用しないことを主張した。彼によれば、法人格の理論は、「法的現象の科学的な意見としては、その基礎がまったく不正確で根拠がなく、その帰結 (results) を誤解させるもの」であった。また、人ではない権利主体を「法人格者」と呼ぶことにも異議を唱えて、「法的実体」(legal entity) の概念の使用を提唱した。*ibid.*, pp.120-124. オコネルは、「国内法学がこの (法人格に関する) 問題に傾注していたまさにその時期に、法人格に関する議論を回避できたのに、国内法が論争に飽き飽きしている時に、この問題に直面しているのは奇妙なことであると述べていた。O'Connell, D.P., *International Law*, vol.1, Stevens & Sons & Oceana (1965), p.89.

しかし、この概念の使用は、「国連損害賠償事件」以来、国際組織の法的地位に関してむしろ一般化しており、この概念を使用することの適否を論じる段階ではない。むしろ、議論しなければならないのは、勧告的意見以来生じている概念上の混乱を整理し、さらに展開されつつある議論における恣意的ともみえる使用に歯止めをかけることである。ただ、国際組織の国際法人格に関する錯綜

する議論の現状をみると、ネカムの提言を検討する価値はあるかもしれない。

(4) *Ibid.*

(5) Schermers, *op.cit. supra*, note (1), p.625. Broches, A., *International Legal Aspects of the operations of the World Bank, Recueil des Cours de l'Académie de droit international de La Haye (RCADI)*, vol.98, (1959-III), pp.316,317. Bin Cheng, *ibid.*, *ibid.*, p.13.

「法人格」と「法人格者」(legal person, personne juridique, Rechtsperson)の直接の語源であるラテン語の *persona* は、演劇で用いられる仮面 (mask) とこれから転じて演劇における役割をさすようになった。発音も酷似するギリシヤ語の *πρόσωπον* (prosopon) に由来するらしい。ローマ法では *persona* は、後に訴訟手続における「政務官、審判人、原告、被告等」の法的内容をもつ用語として用いられたという。恒藤恭「法律意識における人格者概念(二・完)」『法学論叢』第二三卷六号(一九三〇)、五一―五二頁。恒藤恭「法人格者の理論」弘文堂書房(一九三五)、四一―〇頁。Nijman, E.J., *The Concept of International Legal Personality*, T.M.C. Asser (2004), Preface, vii. 参照。

(6) 恒藤、前掲論文(一)、『法学論叢』第二三卷一号(一九三〇)、一九―二〇、二五頁註一。同、前掲論文(二・完)、『法学論叢』第二三卷六号、(一九三一)、八一―九八二五、八二八―八三〇頁。同、前掲書、二一―二二、二七、一五九―一六〇、一八六―一九七、二一七―二二〇頁。いずれにしても法人格の概念は、国際法上の権利義務や法的行為の種類や内容、範囲を量的に示す定量的な意味を含まない。

(7) 註(2)を参照

(8) ワイスベルグは、「学術的用語、法的な擬制、法の人為的創造物」とであると評しているが、国際法人格と国際法人格者の国際法と国際組織法の基本概念としての重要性に影響するものではない。Weisberg, *op.cit. supra*, note (1), p.21. なお、以下では、可能な範囲で「実体」ないし「法的実体」という用語も使用する。裁判所も国連に關して“an entity, 《une entité》”を使った。ICJ Reports, 1949, *op.cit. supra*, note (3), pp.180,185. Schermers & Blokker, *op.cit. supra*, note (1), p.985, §. 1559.

(9) 権利能力や行為能力は、もともと国内私法上の概念である。国際法の領域では、従来から権利や能力、権能、権限などの用語がかならずしも明確に区別されずに使用されている。法律上の「能力」には、権利義務の主体となる資格をさす権利能力と法律行為を行う能力をさす行為能力がある。権利能力は、権利を享有しうる法律上の資格をさす。正確には権利を享有し、義務を履行すべき

地位が問題になるから、権利・義務法力であるが、たんに「権利能力」とされている。もちろん、法的な実体には、公法上の権利能力もありうるが、近代法における私法上の権利関係が重視され、公法上の権利を享有する地位に関する一般的な法理が存在しないこともあり、公法上の権利能力の観念は発達しなかった。

「行為能力」は、法律行為を単独で完全に行いうる法的な能力ないし資格をさす。権利能力者が個々の権利や義務を取得するための主要な手段となるのが法律行為である。法律行為は、権利義務の取得や喪失をもたらすものであり、行為能力は、権利能力の存在を前提としている。したがって、権利能力のない者には、行為能力はない。しかし、行為能力をもつ者には、必ず権利能力が備わっている。もともと、権利能力者が単独で完全な法律行為をなすためには、意思能力と行為能力を必要とする。末広巖太郎・田中耕太郎責任編集『法律学辞典』岩波書店、第一巻（一九三四）、六五四―六五六頁、第二巻（一九三七）、六六四頁。我妻榮編集代表『新版 新法理学辞典』有斐閣（一九六八）、二三四、二四七、二五二、八八八頁。末川博編『全訂 法学辞典』日本評論社（一九七六）、二五二―二五三、二六五―二六六頁。

行為能力と「権能」や「権限」の区別は難しいが、国内法では、私法上の典型的な行為能力として、契約の締結、動産・不動産の取得と処分、訴訟の提起がある。国内法の概念や法理を国際法の領域で類推・適用することには慎重でなければならない。しかし、国際法の多くの規則やそれらを含む制度が国内法の規則や制度の類推、拡大・縮小などの必要な変更を加えて適用されてきたことは否定できない。事実、国連憲章第一〇四条と「国際連合の特権及び免除に関する条約」（「国連特権免除条約」）第一条、「専門機関の特権及び免除に関する条約」（「専門機関特権免除条約」）第二条は、それぞれ国連と専門機関が加盟国における法人格をもつことを明示的に規定し、次の能力（英語、フランス語、スペイン語では、*capacity, capacite, capacidad*）をもつことを定めている。(a) 契約を締結すること、(b) 不動産及び動産を取得し、及び処分すること、(c) 訴えを提起すること、である。わが国の公定訳では、これらの用語は「能力」であるが、条約の正文である中国語版の本文では、明確に「行為能力」となっていて、行為能力の概念は公認されているとみてよいであろう。重要なことは、国際法と国内法の違いを考慮にいれて理論構成をすることである。

国際法では、国際法の主体の権利能力や行為能力に関する確立した用語法はない。上記のように、国連憲章や国連特権免除条約、専門機関特権免除条約の関連規定では、国連などの加盟国の国内法上の行為能力を示すものとされている。本稿では、国際法上の権利能力と行為能力を以下のような意味で用いる。権利能力は、国際組織を含む国際法主体の国際法上の権利義務をもつ資格をさし、

行為能力は、条約の締結、職員の保護、使節の接受や派遣、領域の管理や統治、軍隊の保持・運用、国際的な訴訟の提起、国際責任などを享有し、負担する能力ないし資格をさすものとする。そして、国際組織の内部機関の設置や内部的秩序の維持、機関の設立文書やその他の文書に内部的規則、実行などに基づいて確立されているその他の能力ないし権能については、「権限」(power, competence)の方がより適しているように思われるので、基本的にこの用語を用いることにする。

英米法では“capacity”は、行為能力をさす場合が多い。フランス語の《capacité》もほぼ同様の意味で用いられるが、行為能力は《capacité juridique》とも表現される。ドイツ語では、“Geschäftsfähigkeit, Handlungsfähigkeit”である。英米法系の国際法学者はこの用語を国際法上の権利能力に近い意味で用いたのは、ビン・チェンである。Bin Cheng, Introduction to Subject of International Law, Bedjaoui, M., (gen ed.) *International Law: Achievements and Prospects*, Martinus Nijhoff (1991), pp.23-40. 論文では、以下のように“capacity”を国際法人格の概念と関係づけて、権利や義務をもつ能力をさすものとして用いている。

“International legal personality is simply legal personality under the international legal system. It is the status enjoyed by subjects of international law, denoting their capacity to bear rights and duties under international law. By rights and duties of international law are meant strictly legal rights and legal duties, under rules of international law, directly possessed by, or incumbent upon, the subject concerned. In other words, international legal personality means being the direct addressees of rules of international law.” *ibid.*, p.25.

他方、ビン・チェンは、条約締結権や違法行為能力のような典型的な行為能力に属するとみられる行為にづいて“capacity”ではなく、“right”を用いている。“right of treaty”, “right to bring international claim, to sue and be sued in the international plane”, “right to be directly responsible for any breach of one’s own legal obligations (Deliktstfähigkeit)”などである。*ibid.* p.38. スヘルメルスは、国際組織の国際法上の行為能力を“Capacity to act under international law”と表現している。彼は、この国際法上の行為能力として、他の「国際法主体を承認する権利」もあげている。Schemers, H.G., *The International Organizations*, Bedjaoui, (gen. ed.), *ibid.*, pp. 73-76.

「国連損害賠償事件」の勧告的意見手続において事務総長の代理人 (Counsel) として国際司法裁判所で陳述を行ったフェラー(A.H. Feller)は、国連の国際法人格の存在を論じて、「法人格の本質は、権利を享有し義務を負担する能力である。」(“The essence of legal personality is the capacity to enjoy legal rights and assume duties.”)である」として、“capacity”をやはり権利能力をさすものとして扱った。そして、「国際連合と呼ばれる国際法人格(者)は、同様に一般国際法と条約国際法から生じる権利を享有する。」と述べ

た。Statement by Mr. Feller, Counsel for the Secretary-General, Annexe aux Procès-Verbaux, Cour Internationale de Justice, *Memoires, Plaidoiries et Documents, Reparations des Dommages subis au Service des Nations Unies*, Cour Internationale de Justice (CIJ), 1949, pp.70-93, at p.76.

ドイツ法系の国際法学者は、従来から「国際法上の権利能力」(völkerrechtliche Rechtsfähigkeit)と「国際法上の行為能力」(völkerrechtliche Handlungsfähigkeit)の用語を使い分けていた。Kortz, H., *Grundfragen der völkerrechtlichen Rechtsfähigkeit und Handlungsfähigkeit der Staaten*, Verlag für Staatswissenschaften und Geschichte G.m.b.H. (1934), pp.45-55, 56-72, 135-143. Heydt, F. A., *Völkerrecht*, Springer Verlag (1958), pp.91-96. Verdross, A., *Völkerrecht*, 5te Neubearbeit. & Erweit. Aufl, Springer Verlag (1964), p.190.

ライニッシュは、国内法や国際組織の設立条約、本部協定、特権免除条約、裁判所、著述家などが用いている legal (juridical) personality や legal (juridical) capacity について、このようにいう。「ほとんどの場合、personality は、特定の法秩序における法の主体としてのある実体の存在に関するより基本的な概念として理解されている。これに対して、capacity は、よりしばしば、人格をもつ実体が保持する特定の法的権能 (specific legal powers) を示す、人格の資格 (a qualification of personality) である」とみなされている。』もともと、法人格や能力などは、諸国の様々な法律制度に深く根ざした概念であり、定義の仕方や適用にも違いがあると、諸国の裁判所や法理論における用語法は、用心して扱うべきで、根底にある考え方を容易に移し替えられるとは考えられないとして、慎重に対応する必要性を述べている。Reinisch, A., *International Organizations Before National Courts*, Cambridge University Press, (2000), pp.14,71.

わが国では、国際組織の「権利能力」を論じた著作に山本章二『国際法』有斐閣(一九八五)、一〇九―一二四頁がある。同書では、国際組織の条約締結能力を国際法上の権利能力としている。八八、一一七頁。しかし、本稿では、国際組織の条約締結能力を典型的な国際法上の行為能力とみる立場から論じる。

国際司法裁判所は、一九四九年の「国連損害賠償事件」の勧告的意見で、国連の国際請求を行う能力を“capacity to bring an international claim”, «la qualité pour présenter une réclamation internationale»と表現して、“capacity”に対応するフランス語には「《capacité》ではなく、《qualité》を用いた。裁判所は、国際請求を行う能力を“competence”とも表現したが、フランス語ではやはり《qualité》を用いた。いずれにしても、国連の国際請求を提起する能力を国際行為能力とみていた可能性がある。’*ICJ Reports, 1949, ibid.*, p.177. なお、同事件において国連事務総長を代表して一九四九年三月七日に裁判所で陳述したケルノ (U. Kern) 事務次長補

は、以下のようにも陳述した。

「…われわれの意見では、サン・フランシスコで憲章を作成した人びとは、独自の国際人格をもつ国際組織を創設した。国際人格は、国際的性格に不可欠な若干の権利を含み、とくにこの不可欠な権利の中に、国連を代表して任務を遂行している組織の職員が損害を被った場合に彼らを保護する権利をもつのである。」Exposé du Dr. Ivan Kemo, *Cour Internationale de Justice* (CIJ), 1949, *ibid.*, p.51.

国家の場合は、長い歴史的背景と形態や主権概念に基づく法的地位などの近似性から、国際法主体性ないし国際法人格とほぼ共通する国際法上の権利能力や行為能力の因果関係を無視して論じてもさほど違和感とは与えない。しかし、その歴史や規模、目的や任務が異なり、多様性を特徴とする国際組織を国家と同列に論じることができない。

(10) この見解では、国際法人格をもつ実体、国家と国際組織は、同一の国際法上の権利義務と行為能力をもつことを認めなければならないが、裁判所が同事件で示した国家と国連の国際法上の権利義務は同じではないという正当な判断と相容れない。*ICJ Reports, 1949, op.cit. supra, note (3), p.9.* また、裁判所が世界保健機関 (WHO) による武力紛争における核兵器の使用の合法性に関する勧告的意見の要請を退けた際に示した、国際組織の法的能力は、「専門性の原則」(principle of speciality) によって規律され、組織の任務によって異なるという類似的判断とも整合しない。*ICJ Rep. 1996, op.cit. supra, note (2), p.78.* 人権の国際的保障の動きの中で、個人にも一定の国際法上の権利義務が認められつつあり、個人の国際法主体性、したがって、国際法人格も否定しがたくなっているが、いうまでもなく、個人には国家や国際組織のような条約締結能力や使節の派遣・接受能力などではなく、条約などで特別に認めている場合は別にして、国際請求を提起する能力もない。

(11) Kelsen, H., *Principles of International Law*, 2nd ed. Tucker, R. W., (rev. & ed.) Holt/ Rinehart & Winston (1966), p.573. これは、彼の国際法と国内法の一元論とは関係がなく。Schermers, H. G. & Blokker, N. M., *op.cit. supra, note (1), pp.985-986, §8, 1559-1561.* Cheng, B., *op. cit. supra, note (4), p.23.*

(12) 国際組織を設立し、国際法上の権利能力や行為能力、責任能力などを付与するのは国家であり、その意味で国際組織の国際法人格を生じさせるのは国家であるが、国際組織の国際法人格の有無を決定するのは国際法である。条約を締結するのは国家や国際組織であるが、条約の有効性や法的効果を生じさせるのは、条約法という国際法の規則であることと同様である。付言すれば、「国連

損害賠償事件」が示すように、国際組織の設立条約に当該組織の国際法人格に関する明示的な規定がなくとも、組織の国際法上の権利や義務、国際的な行為などから国際法人格が認められるという事実もこのような判断を間接的に裏付けるものである。

- (13) Fedozzi, P., *Gli enti collettivi nel diritto internazionale privato, con speciale riguardo al diritto di successione*, Fratelli Drucker (1897), p.120. 他方で、国際行政連合は、主権をもたないとして、国家のような国際法の主体であることを否認したという。国際法の主体性と国家主権を結び付ければ、そのような判断にならざるを得ない。当時の国際社会における国家の地位とその権利義務関係が、主権を中心に判断されていたことが窺われる。国際行政連合や国際決済銀行、賠償委員会、国際連盟の国際法人格をめぐる議論については、ワイスベルグの簡潔な記述がある。Weissberg, *op. cit. supra*, note (1), pp.19.

- (14) Fusinato, G., *La personalità giuridica dell'Istituto internazionale di agricoltura, nel quale ricordava che la convenzione internazionale da cui era nato l'Istituto aveva riconosciuto a questo personalità giuridica internazionale*, *Rivista di Diritto Internazionale (RDI)* (2), vol.8, (1914), pp.154-155. もっとも、彼も国際法の主体になれるのは国家だけであるとしており、どこでも国際法人格と国際法の主体との区別がみられる。このような傾向は、国際連盟の設立後にも見られた。しかし、ジオット・ピントールは、国家だけが国際法人格者であって、国際連盟などは、たんに国際法の主体にすぎないというまったく逆の主張をした。Siotto-Pintor, M., *Les sujets du droit international autres que les Etats*, *RCADI*, vol.41, (1932-III), pp.251, 299.

- (15) Neumeyer, K., *Les Unions Internationales*, *Revue de Droit International (RDI)*, (1), vol.2, (1924), pp.356-357. ワイスバークによれば、アンツィロツティは、一九〇四年と一九二二年の著作で、それぞれ国家以外に国際法の主体が存在することは想定できず、国家間の相互関係を規律するために国家の集合的意思で設置される国際法の概念そのものからして、この法の主体は国家であり、国家だけであると述べていた。Weissberg, *op. cit. supra*, note (1), pp.23. もっとも、アンツィロツティは、一九二八年の著作で国家主権と国際法人格や国際法の主体の概念を結び付けることの誤りを指摘した。Anzilotti, D., *Corso di diritto internazionale*, 3rd ed., vol.1, Athenaeum (1928), 『国際法の基礎理論』(一又正雄訳(一九七二))、一七二—一七三頁参照。

- (16) International Institute of Agriculture v. Profili, Court of Cassation, 26 February 1931, *Annual Digests of International Law Reports (ADILR)*, vol.5, (1929-30), Case No.254, pp.413-415. *RDI* (2), vol.23 (1931), p.386. Whiteman, M., *Digest of International Law*, US Government Printing Office, vol.1, (1963), p.46. 一九三〇年六月二〇日にイタリアは、同研究所の特権・免除に関する法律を制定した。Ibid., p.415.

- (17) Hobson, A., *The International Institute of Agriculture: An Historical and Critical Analysis of its Organization, Activities and Policies of Administration*, University of California Press (1931) pp.231-236, 344-345.
- (18) 連盟については、その法的な性格も大きな論議の的になった。多くの論者は、連盟を「超国家」(Super State)であるという少数説を否定し、「国家連合」(confederation)であるとした。コービットもその一人であった。Corbett, P.E., What is the League of Nations, *British Yearbook of International Law* (Brit.YIL), vol.24, (1923), pp.147-148. アンシイロッティは、連盟を連邦国家と同様にみなした。一又訳「国際法の基礎理論」前掲書、一六七―一七二頁。連盟を超国家とみることに反対したウィリアムスは、連盟を「国家連合」(Confederation)と呼ぶことにも異論を唱えた。そして、連盟がそのような特質を持たないとして、「国家」(State)や「連邦」(Federation)、「国家連合」(Union of States)などの名称を与え、これにも反対した。Williams, J.F., *Some Aspects of the Covenant of the League of Nations*, Oxford University Press (1934), pp.38-44. 連盟は、国内私法上の類推をすれば、法人 (corporation) のような性質を持つとした。ibid., pp.42-43.
- 連盟の国際法人格の問題は、アメリカなどにおいて連盟の超国家的性格に関する懸念を引き起こした。この問題は、第二次世界大戦後の国際連合の設立の際にも生じた。
- (19) Oppenheim, L., *Le Caractère essentiel de la Société des Nations, Revue générale de Droit International Public (RGDIP)*, 2me Sér. vol.1, (1919), p.234-244. 連盟の国際法人格のその他の肯定論者として、以下のような専門家があげられる。オッペンハイム、ラルノード、クラウス、ルジエー、フォーシエー、レズロップ、レイ、シュッキング、ヴェーベルク、シュトルプ、フライシユマン、リスト、フェアドロス、アンシイロッティ、クンツ、マクネアー、ローレンス、コービット、ローターパクトなどである。Larnaud, M.F., *Société des Nations, Impimerie Nationale* (1920), p.4. Kraus, H., *Vom Wesen des Völkerbundes*, Deutsche Verlagsgesellschaft für Politik und Geschichte (1920), pp.12-13. (そのほか) 連盟の国際法人格への直接の言及は、Rougier, A., *La Première Assemblée de la Société des Nations, RGDIP*, vol.23, (1921), p.200. Fauchille, P., *Traité de Droit International Public*, tom.1, Première Partie, Rousseau (1922), pp.215-216. Redlob, R., *Théorie de la Société des Nations*, Rousseau (1927), pp.1-14. Ray, J., *Commentaire du Pacte de la Société des Nations*, Recueil Sirey (1930), pp.63-64. Schücking, W. & Wehberg, H., *Die Satzungen des Völkerbundes*, Band 1,3 neubearbeitete und erweiterte Auf., F. Vahlen (1931), p.103. Liszt, F., Freischman (ed.), *Das Völkerrecht*, Springer Verlag (1925), pp.392-393. Verdross, A., *Die Verfassung der*

Völkerrechtsgemeinschaft, Springer Verlag (1926), p. 111. Strupp, K., *Grundzüge des positiven Völkerrechts*, 5. Aufl. L. Röhrscheid Verlag. (1932), pp. 52-53. Kunz, J., *Die Staatenverbindungen*, W. Kohhammer (1929), pp. 504-505. Oppenheim, L. & McNair, A.D., *International Law*, 4th ed. Longmans, Green & Co. (1928), pp. 321-322. Lawrence, T. J., *The Principles of International Law*, Macmillan (1928), pp. 77, 79.

ローレンスは、連盟を「特殊な国際人格者」であるとしたオッペンハイムの著作を引用して、国家連合 (Staatenbund) でも連邦国家 (Bundesstaat) でもなく、「異例の国際人格者」(an anomalous international person) であるとした。*ibid.* Oppenheim, L.-Lauterpacht, H., (ed.), *International Law*, vol. I, Longmans (1963), p. 384. 立作太郎「連盟規約論」(一九三二)一六、一八一—一四一頁。

連盟の国際法人格の否定論者は、ホール・マコウスキー、フーバーなどであった。立も連盟の法人格に消極的であった。Hall, W.E., *International Law*, 8th ed. Oxford University Press (1924), p. 32. Makowski, L., *La Situation Juridique du Territoire de la Ville Libre, RGDP*, vol. 30, (1923), p. 216. Huber, M., *Die konstruktiven Grundlagen des Völkerbund Vertrages*, ZfV, vol. 12, (1923), pp. 11-12. 立、前掲書一八頁。

- (20) Oppenheim, *RGDP*, *ibid.*, pp. 239-240. オッペンハイムは、連盟の国際法人格の存在を国際法上の権利や義務とともに「国際法上の行為能力とも絡めて認めたのであり、正しい判断であったといえよう。しかし、コーベットは、連盟の国際法人格を認めつつ、連盟がもつとされたこれらの権限について個別に吟味して、連盟は厳密にはこれらの権限をもっていないと主張した。Corbett, *op. cit.*, *supra*, note (18). なお、オッペンハイムの見解は、イギリス政府が「国連損害賠償事件」の際に国際司法裁判所に提出した「国連の国際法人格の存在を詳細に論じた陳述書で言及されている。陳述書は、このフランス語版の論文に言及していないが、彼のその後の著作における連盟の国際法人格に関する記述の原典とみられる。Written Statement Presented by the Government of the United Kingdom under Article 66 of the Statute of the Court and the Order of the Court dated 11th December 1948, *Memoires, Plaidoiries et Documents, Réparation des Dommages subs au Service des Nations Unies, Avis Consulatit du 11 Avril 1949*, note 3, *ICJ Report*, 1949, *op. cit. supra*, Note (3), pp. 26-28.
- (21) Williams, J.F., *The Legal Character of the Bank for International Settlement, American Journal of International Law (Am.JIL)*, vol. 24, (1930), p. 418, note 13.

- (22) 一九二一年の暫定協定は、スイスのモタ (G.Motta) 連邦政治局長と連盟のドラモンド (E. Drummond, Sir) 初代事務総長の間で同年七月一日と一〇月二四日の交換書簡で結ばれた。事務総長は、スイス政府が書簡で提案した連盟の国際法人格に関する規定

を時期尚早であり、さらに検討したいと回答していた。一九二六年の暫定協定は、同年九月二〇日に覚書 (Note) の形で連盟理事会に提出して承認された。Hill, M., *Immunities and Privileges of International Officials: the Experience of the League of Nations*, Carnegie Endowment for International Peace (1947), pp.126, 129, 134, 137-138. *League of Nations Official Journal* (LNOJ), 7th Year, No.7, 1926, pp.1407, 1422-1424.

(23) 一九二七年二月二日に常設国際司法裁判所 (PCIJ) は、「ダニューヴ河ヨーロッパ委員会の管轄権」に関する勧告的意見において、同委員会の任務と権限について次のように述べた。

「ヨーロッパ委員会は、国家ではなく、特別な目的をもつ国際組織 (international institution) であるから、その目的に関して確定規程によって付与された任務だけをもつ。しかし、規程が制約を課していないかぎり、これらの任務を完全に遂行するための権限をもつてゐる。」Jurisdiction of the European Commission of the Danube, Advisory Opinion, 1927, PCIJ Ser.B, No.14, p.64. マンツィロッチイが一九二九年に国家だけを国際法の主体であると断定することの誤りを指摘するにいたったのも、このような事情によるものである。一又訳『国際法の基礎理論』前掲書、一六七―一七二頁。

(24) サン・フランシスコ会議でベルギーの代表は、国連の国際的地位について、憲章で次のように規定する修正案を第四委員会第二小委員会に提出した。「憲章の当事国は、設立中の機構が国際的地位に関わる権利とともに、そのような地位をもつこと承認する。」しかし、修正案を審議した委員会は、国連の国際的地位を憲章で定めることを不必要であると判断した。委員会は、憲章規定の全体からみて暗黙裡に決定されるであろうと判断した。United Nations Conference on International Organization (UNCIO), Doc.803, IV/2/A/7, 817. UNCIO, Doc.Vol.13 Docs.873, IV/2/372, *ibid.*, pp.654-655. Doc.933, IV/2/A/422, *ibid.*, p.710. UNCIO, Doc.1153, IV/12/1, *ibid.*, p.104. 結局、会議では、国連の加盟国の国内における地位に関する第一〇四条と第一〇五条が置かれることになった。

この事情を会議に出席したアメリカ代表団の団長ステイニアス (E. Stettinius, Jr.) 国務長官が作成した『国際連合憲章・サン・フランシスコ会議の成果に関する大統領への報告書』は、次のように説明している。

「この条文 (憲章第一〇五条―筆者注) は、この機構の『国際的人格』と呼ばれるものを扱っていない。この問題を検討した委員会は、国際連合がいかなる意味においても超国家的なものであるとの意味合いを避けたかったのである。(中略) 国際的人格に関

するその他のいかなる問題も憲章で述べられる必要はない。実行が必要とする限度の適当な規則の発達をもたらすであろう。」US. State Department, *Charter of the United Nations, Report to the President on the Results of the San Francisco Conference by the Chairman of the United States Delegation, the Secretary of State*, (1945), pp.157-158.

(25) 一九四八年五月一日にパレスチナのユダヤ人勢力がイスラエル国家の成立を宣言し、これに反発したアラブ諸国が武力介入して、第一次中東戦争になった。国連は、苦心して停戦をもたらし、パレスチナ休戦監視機構(UNTSO)を設立した。ベルナドット伯爵は、スウェーデンの王室に近い、同国の赤十字社の副総裁であったが、ノルウェーの元外務大臣であったリー(T.H.Lee)初代事務総長の要請と安全保障理事会の常任理事国の決定を経て、国連調停官(UN Mediator on Palestine)に就任していた。伯爵は、パレスチナのアラブ人たちの立場に同情的であったと言われ、暗殺の前日に、アラブ人避難民のパレスチナ帰還と一九四七年一月二九日に国連総会が採択したパレスチナ分割決議(パレスチナをアラブ人とユダヤ人の地区に分割し、エルサレムを国際化して国連の管理のもとに置くとするもので、表決結果は、賛成33、反対13、棄権10であった)を若干アラブ人に有利に手直しするよう勧告する報告書を作成していた。なお、同地では、この事件までにすでに六名の国連要員が殺害されていた。Exposé du Dr. Ivan Kerno, *Réparation des Dommages subis au Service des Nations Unies*, Annexes aux Procès-Verbaux, Annexes to the Minutes, Séance publique du 7 mars 1949, *Cour Internationale de Justice. Mémoires, Plaidoiries et Documents*, pp.53-54. Wright, Q., Responsibility for Injuries to United Nations Officials, Editorial Comment, *AJIL*, vol.43, (1949), p.97. 暗殺事件の詳細は、以下を参照。United Nations, *Bulletin*, vol.5, No.7, October 1, 1948, pp.756-761.

調停官暗殺のニュースは、同日、パリで開催されていた安全保障理事会に伝えられた。理事会は、翌一八日の第三五八回会合で、「テロリストの犯罪集団の卑劣な行為による調停官の悲劇的な死に深い衝撃を受けた」として、事務総長に対して国連旗を三日間半旗にし、必要な経費を国連の運転基金で賄うことを要請する決議五七(一九四八)を全会一致で採択した。UN. *Off. Rec. Resolutions and Decisions of the Security Council 1948*, 3rd Year, p.25.

(26) 総会が裁判所に勧告的意見を要請した問題は、次のようなものであった。

「I. 国連の職員(agent)が職務を遂行中に、国家責任を伴うような状況の下で損害を被った場合に、国連は、一機構として、責任を負うべき法律上または事実上の政府に対して、(a)国際連合に、(b)犠牲者または犠牲者を通じて権限をもつ者にもたらされた損

害について正当な賠償を得るために、国際的請求を行う能力をもつか。

Ⅱ. 第一点の(b)について肯定的な回答ができた場合に、国連の行為は、犠牲者が国民である国家のもつ権利とどのように調和されるべきか。」

A/RES/258 (III), A/PV.169/03 December 1948. *Reparation for Injuries Suffered in the Service of the United Nations*, Advisory Opinion, April 11th, 1949, *ICJ Reports 1949, op.cit. supra*, note (3), pp.2-219-175.

(27) *ICJ Reports 1949, Ibid.*, pp.174-188. 裁判所は、国連総会が勧告的意見を求めた本件の問題を最終的に以下のように再構成して判断した。

問題Ⅰ(a)・(i) 国連の職員が任務遂行中に加盟国の責任を伴う状況で危害を受けた場合に、国連は、一機構として（以下では省略）国連に生じた損害に関して賠償を得る目的で、事実上または法律上の政府に対する国際請求を提起する能力をもつ（全員一致）。
(ii) 国連の職員が職務遂行中に加盟国でない国の責任を伴う状況で危害を受けた場合に、国連は、国連に生じた損害に関して賠償を得る目的で、事実上または法律上の政府に対する国際請求を提起する能力をもつ（全員一致）。

問題Ⅰ(b)・(i) 国連の職員が任務遂行中に加盟国の責任を伴う状況で危害を受けた場合、国連は、犠牲者または彼を通じて権利をもつ者に生じた損害に関して賠償を得る目的で、事実上または法律上の政府に対する国際請求を提起する能力をもつ（11対4）。
(ii) 国連の職員が任務遂行中に非加盟国の責任を伴う状況で危害を受けた場合、国連は、犠牲者または彼を通じて権利をもつ者に生じた損害に関して賠償を得る目的で、事実上または法律上の政府に対する国際請求を提起する能力をもつ（11対4）。

問題Ⅱ・国連は、その職員が被った損害のための賠償請求を提起する場合、自らに対する義務の違反のみに基づいて行うことができる。この規則の順守は、通常、国連の行為と職員の国籍国の権利の抵触を防止し、請求の調和をもたらす。さらに、この調和は、それぞれの特別な場合に当てはまる考慮及び国連が個々の国との間で、一般的または各場合に行う合意に基づかなければならない（10対4）。*ibid.*, pp.187-188.

(28) *Ibid.*, p.178. 裁判所は、本件における国連の「国際請求を提起する権能」を請求の確定、提示及び解決のために国際法で認められた通常の方法に訴える能力であるとした。そして、その方法として、「国際法によって認められた請求の確定、提出及び解決のために国際法によって認められた通常の方法である抗議、調査の要請、交渉、合意に基づく仲裁裁判または（当裁判所）への付託」を

あげた。*ibid.*, p.177. つまり、国際裁判所に訴訟を提起する能力に限定していなかった。請求権の性質については、議論があるが、権利を実現するために行う請求は、権利と一体のものとみてよいであろう。しかし、侵害された権利の回復のための国際訴訟を提起することを中心とする国際請求を行う能力は、国際法上の行為能力に属するとみななければならない。*Mugwira, op.cit. supra, note (2), p.257.*

国連に国際請求を提起する能力がなければ、国連が加盟国の国際義務違反によって損害を被った場合に、どのようにして損害賠償を受け得るのか判断できないという裁判所の見解は、一般論としては容認できる。請求権は、本来、権利を侵害されて損害を被った権利主体を保護するためにあり、権利主体の権利とこの権利の侵害から生じた損害に対する請求権は、不可分のものである。請求権の裏付けのない権利は、法的に保護された利益とはいえない。したがって、権利主体、すなわち法人格者は、侵害された権利に関して当然に損害賠償請求権をもつことになる。もっとも、損害賠償の直接的請求から訴訟提起までの請求権を具体的に行使する能力は、権利能力の範囲を超えて行為能力に属する。我妻栄、兼子一「請求」、勝本正晃「損害賠償請求権」、末広・田中編、前掲『法律学辞典』第三卷（一九三六）、一四八五—一四八七、一七五五—一七八五頁。

(29) *Ibid.* 裁判所は、これは疑いもなく理論的な意見であり、時には論争を生じさせたが、国連が法人格をもつことが容認されれば、国連が加盟国の負っている義務を利用できる実体であることを意味するとした。裁判所は、この勧告的意見において国連の「国際的人格」(*international personality, personalité internationale*)と表現し、「国際法人格」(*international legal personality, personnalité juridique internationale*)という表現を用いていないが、その趣旨であることは明らかであるから、勧告的意見を引用する場合以外は「国際法人格」と記すことにする。

(30) *Ibid.* 裁判所は、この点に関して、まず、いずれの法制度においても法主体の性質やその権利の範囲は、同じものではなく、法主体の性質は、社会の必要性に依存するとした。これに関連して、国連の任務や加盟国と機構の関係などについて、次のように述べている。憲章は、この機構をたんなる「共通の目的の達成にあたって諸国の行動を調和するための中心」とすることに満足せず、いくつかの機関を備えさせ、特別な任務を与えている。加盟国と機構の関係を定め、加盟国に機構の活動に対するあらゆる援助を与え、安全保障理事会の決定を履行するように求めている（第二条五項）。総会には加盟国に勧告する権限を与え、機構には加盟国の領域における法的能力と特権や免除を与えている。加盟国と機構との間の協定の締結についても規定している。実行、とくに機構が当

事者である条約の締結は、機構が加盟国とは違う立場に立ち、加盟国に義務を想起させる任務を負わせている。この機構は、政治的団体、重要な性質の任務を負っている。これらの任務は、国際平和と安全を維持すること、諸国間の友好関係を発展させること、経済的、社会的、文化的または人道的な問題の解決のための国際協力を達成することなど幅広いものである（第一条）。*ibid.*, pp.178-179.

(31) *Ibid.*, p.178.

(32) *Ibid.*, p.179.

(33) *Ibid.* 裁判所によれば、加盟国は、国連に一定の任務を付随する義務や責任とともに委ねて、これらの任務を効果的に遂行するのに必要な権能を与えていた。

(34) *Ibid.*

(35) *Ibid.*

(36) *Ibid.*, pp.179-180. 裁判所は、このように、国連が職員の職務遂行中に受けた危害に関して、国連自身が損害を被ったとして、賠償を請求することも明確に認めた。裁判所によれば、国連が自己に対する加盟国の義務違反によって損害を被った場合に、国際請求を行う能力を持つことには、疑問の余地はなかった。この損害は、国連自身の利益、行政的組織、財産や資産、擁護者である利益に対する損害について責任を負うべき加盟国に対して国際的請求を行うことが可能であった。

(37) *Ibid.*, p.185. 裁判所は、国際連合の国際法人格が非加盟国に対しても主張できるような「客観的国際人格」であり、国際社会の大多数を構成する多数の国家（50カ国）が、「国際法に従って」このような客観的国際法人格をもつ組織を創設する権限をもっていたとした。しかし、諸国のそのような権限がどのような国際法の規則に基づくのかは明らかにしなかった。なお、裁判所は、国連の国際法人格が機構を設立した諸国によって与えられたものであり、国連創設国の意思に基づくものであることを明らかにした。他方で、国連の客観的国際法人格に関しては、非加盟国の意思を無視した。この問題に関する裁判所の説明は、国際法の解釈論というより、むしろ立法論であり、ローターバクトが指摘したように、裁判所による立法とみてよいであろう。Lauterpacht, H., *The Development of International Law by International Court*, Stevens & Sons (1958), pp.45,177. 必ずしも、裁判所の意見は、論理的に一貫せず、説得力を欠くものであったといわざるをえない。

(38) *Ibid.*, pp.181-184.

(39) *Ibid.*, p.184.

(40) *Ibid.* しかし、ハックワース (G.H. Hackworth) 裁判官は、反対意見で国連が職員の被った損害に関して請求を行う黙示的な権限をもつことを否定した。そして、個人的な請求を後援する権限が「必然的な含意」として国連に与えられているという裁判所の結論は、(国際) 裁判所が定めている規則では正当化されないと主張した。裁判官によれば、加盟国が国連に与えた権限は、憲章が加盟国が締結した補足的協定で述べられており、明示されていない権限は、暗黙には含まれなかった。黙示的権限は、明示的権限から生じるのであって、この権限の行使に必要なものに限られるが、そのような必要性は、示されていない。Dissenting Opinion by Judge Hackworth, *ibid.*, pp.197-198.

(41) *Ibid.*, pp.184, 185-186, 188.

大阪学院大学法学会会則

四、編集委員 三名

第八条 会長は会員の中から選出し、総長が委嘱する。

副会長は会長が会員の中から委嘱する。

委員は会員の互選にもとづいて会長が委嘱する。

第九条 会長は本会を代表し、会務を統轄する。

副会長は会長を補佐する。役員は役員会を構成し、本会の企画・運営にあたる。

第十条 会長は役員会を招集して、その議長となる。

第十一条 会長は会務執行に必要なとき、会員の中から実行委員を委嘱することができる。

第十二条 総会は年一回これを開く。ただし、必要あるときは会長が臨時に招集することができる。

第十三条 本会の経費は大阪学院大学からの交付金のほかに、有志からの寄付金、その他の収入をもつてあてる。

第十四条 各学会の相互の連絡調整をはかるため「大阪学院大学学会連合」をおく。

本連合に関する規程は別に定める。

第十五条 会計は毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

第十六条 本学会則の改正は総会の議を経て総長の承認をうるものとする。

第一条 本会は大阪学院大学法学会と称する。

第二条 本会の事務所は大阪学院大学図書館内におく。

第三条 本会は本学の設立の趣旨にもとづいて、法学または政治学に関する研究発表を通じ、学問の進展に寄与することを目的とする。

第四条 本会は次の事業を行う。

一、機関誌「大阪学院大学法学研究」の発行

二、研究会、講演会および討論会の開催

三、その他本会の目的を達成するために必要な事業

第五条 本会の会員は次の通りとする。

一、大阪学院大学・大阪学院大学短期大学部の専任教員で法学または政治学を専攻する者

二、本会の趣旨に賛同し、役員会の承認を得た者

第六条 会員は本会の機関誌その他の刊行物の配布をうけることができる。

第七条 本会には次の役員をおく。任期は二年とし、再選をさまたげない。

一、会長 一名

二、副会長 一名

三、庶務委員 二名

大阪学院大学法学研究投稿規程

一、投稿論文はその内容が法学・政治学に属するものでなければならない。

二、投稿資格者は、原則として本学法学会の会員に限る。ただし、助手が投稿する場合は、指導教員の推薦を必要とする。

三、会員外の投稿は役員会の承認を必要とする。

四、原稿は次のように区分し、この順序にしたがって編集する。論説、研究ノート、判例研究、資料、学内消息など。

五、原稿は未発表のものに限り、枚数は原則として二〇〇字詰八〇枚を超えないものとする。

これ以上の枚数については、編集委員会で検討の上で分割掲載することがある。なお、ワードプロセッサー等による原稿の取り扱いもこれに準じるものとする。

六、原稿の提出先は、編集委員とする。なお、本学指定の原稿用紙及び原稿提出票は図書館課で配付する。

七、発行は原則として、前期・後期の二回とし、年間総ページ数を原則として三〇〇ページとする。

八、抜刷は四〇部を限り無料進呈し、特に本人の希望のある場合は編集委員会で検討のうえ、有料で二〇〇部まで配布することがある。

九、投稿され掲載された成果物の著作権は、著作者が保持する。

なお、出版権、頒布権は大学が保持するため、論文転載を希望する場合は、学会宛に転載許可願を提出願うこととする。

十、投稿された論文の著作者は、当該論文を電子化により公開することについて、複製権および公衆送信権を大学に許諾したものとみなす。大学が、複製権および公衆送信権を第三者に委託した場合も同様とする。

この規程は、平成二五年四月一日から適用する。

以上

大阪学院大学法学研究執筆要領

原稿について

- 一、原稿は確定稿であること。校正の段階でページ替えとなるような加筆を要しないものであること。

校正について

こと。また図の説明文は、別紙にまとめること。

- 七、自分でスミ入れして完成させた原図や写真の場合は、厚手の台紙にはりつけて希望の縮尺を記入すること。

- 二、原稿用紙は原則として、二〇〇字詰たて書とする。原稿はコピーではない原本を提出し、必らず原稿提出票を添えること。

- 八、執筆者校正は三校までとし、朱筆で記入すること。三校以前でも校正の必要がなくなれば、校了または責了とすること。

- 三、欧文はタイプライトまたは活字体でなければならない。

- 九、次の場合は、必要経費の一部が執筆者負担となることがあるのでとくに注意されたい。

- 四、できるだけ現代かなづかいと当用漢字を用い、難字は欄外に判り易い様に大書すること。

- ア、校正の際に内容に大きな変更を加えることは認められないが、やむをえず行なつて高い組

- 五、印刷字体その他印刷上のスタイルなどの指定は、

換料が生じた場合。

執筆者が原稿に直接朱筆すること。特に数式については留意すること。

- イ、特殊な印刷などによって通常の印刷費をひどく上まわる場合。

図・表について

- 六、図と表は原稿とは別紙に書いて一枚ごとに番号と執筆者名を記入し、本文中に挿入箇所を指示する

以上

学内記事

○平成二七年度法学会総会（平成二八年二月二六日）
議題 諸報告

法学会役員名簿（平成二七年度）

会 長	有澤 知子
副会長	繁田 泰宏
編集委員	梶 哲教
編集委員	林 邦彦
編集委員	和田 進士
庶務委員	大久保 卓治
庶務委員	田村 真弓

執筆者紹介（掲載順）

片山 信弘
東 泰 介

法学部 教授
本学名誉教授

法学研究 第四二卷 第二号

平成二八年三月三一日 発行

発行兼
編集者

大阪学院大学法学会

代表 有澤 知子

大阪府吹田市岸部南二丁目36番1号
郵便番号 五六四-1851
電話 〇六（六六）八四三四（代）

印刷所

大枝印刷株式会社
大阪府吹田市元町28番7号
郵便番号 五六四-1003
電話 〇六（六六）三三九五（代）

OSAKA GAKUIN DAIGAKU

HOGAKU KENKYU

OSAKA GAKUIN LAW REVIEW

Vol. 42

March 2016

No. 2

Contents

Articles

Corporate Officers' Duties in American Corporate Law

..... Nobuhiro KATAYAMA

International Legal Personality of International Organizations: Theories
and Practices (1)

..... Taisuke HIGASHI

PUBLISHED BY
THE OSAKA GAKUIN UNIVERSITY LAW ASSOCIATION
OSAKA, JAPAN